
茅ヶ崎市国土強靱化地域計画 (素案)

令和5年 月

茅ヶ崎市

目次

1	計画策定の趣旨、位置付け	1
1.1	計画策定の趣旨	1
1.2	計画の位置付け	2
1.3	地域防災計画と比べた本計画の特色	2
1.4	計画期間	2
2	大規模自然災害について	3
2.1	大規模自然災害の対象と基本的な認識	3
2.2	本市で発生が予測されている大規模自然災害の概要	4
2.2.1	大規模地震	4
2.2.2	大規模地震に伴う津波	9
2.2.3	大規模地震に伴う延焼火災	10
2.2.4	風水害（洪水・内水氾濫・土砂災害）	11
2.2.5	その他の自然災害	15
2.3	防災拠点や社会基盤質施設の状況と被害想定	16
2.3.1	防災拠点や社会基盤施設の状況	16
2.3.2	公表資料に基づく被害想定	18
2.3.3	防災・減災に関連する市民意識の概要	19
3	本計画の体系	22
3.1	本計画の構成	22
3.2	基本目標	23
3.3	事前に備えるべき目標の設定	23
3.4	起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）の設定	24
3.5	市総合計画の政策目標と地域の強靱化に関連する施策群	25

4. 1	施策の方向のまとめ方	27
4. 2	リスクシナリオ別・施策の方向	28
1-1	地震等による住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や 不特定多数が集まる施設の倒壊による多数の死傷者の発生	29
1-2	密集市街地や不特定多数が集まる施設における大規模火災による 多数の死傷者の発生	33
1-3	大規模津波等による多数の死傷者の発生	36
1-4	大規模な火山噴火・風水害（河川の氾濫、市街地の大規模浸水等） ・土砂災害等による多数の死傷者の発生	38
2-1	救助・救急、医療活動等の難航	41
2-2	被災地における疫病・感染症等の大規模発生	45
3-1	被災による地方行政機関の職員・施設等の大幅な機能低下	47
4-1	災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達が できず、避難行動や救助・支援が遅れる事態	50
5-1	緊急輸送道路網の分断等、基幹的陸上交通ネットワークの機能停止と 産業生産力の低下	52
5-2	食料等の生命に関わる物資やライフラインが適切に供給できない事態	54
6-1	地震に伴う市街地の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生	57
6-2	有害物質の大規模拡散・流出	61
7-1	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態	62
7-2	復興を支える人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の 不足、より良い復興に向けたビジョンの欠如等により復興できなくなる事態	64
7-3	貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による 有形・無形の文化の衰退・損失	67

5. 1	計画の推進	70
5. 2	計画の進捗管理	70
5. 3	計画の見通し	71

1 計画策定の趣旨、位置付け

1.1 計画策定の趣旨

国内ではこれまでに多くの大規模自然災害等が発生し、人々はさまざまな混乱を乗り越える中でその被害から教訓を得、防災や減災に関する規制や基準の強化、取組水準の向上を繰り返して、現在の暮らし、事業活動が営まれています。

平成23（2011）年3月11日に発生した東日本大震災は、国内最大級のマグニチュード9.0の地震により、宮城県で最大震度7を観測しました。この地震により発生した大津波は東北地方から関東地方の太平洋沿岸に襲来し、各地に甚大な被害をもたらしました。本市においては震度5弱を観測し、建物外壁の亀裂やコンクリートブロック塀等の物的被害、一部では電気、水道等のライフライン被害が発生し、さらに、3月14日から始まった計画停電により、日常生活や企業活動等にも大きな影響を及ぼしました。

国は、東日本大震災後の平成25（2013）年に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」（以下「基本法」という。）を制定し、国土強靱化に関する国の計画等の指針として国土強靱化基本計画（以下「国強靱化計画」という。）を定めています。神奈川県では、国の動きを受けて、平成29（2017）年3月に、県における国土強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための指針として神奈川県国土強靱化地域計画（以下「県強靱化計画」という。）を策定しています。

国土強靱化について、国では「いかなる災害等が発生しようとも、人命の保護が最大限に図られ、社会の重要な機能が致命的な障害を受けず、被害を最小化し、迅速に復旧・復興する、「強さ」と「しなやかさ」を併せ持った安全・安心な地域・経済社会を構築するもの」と定義しています。

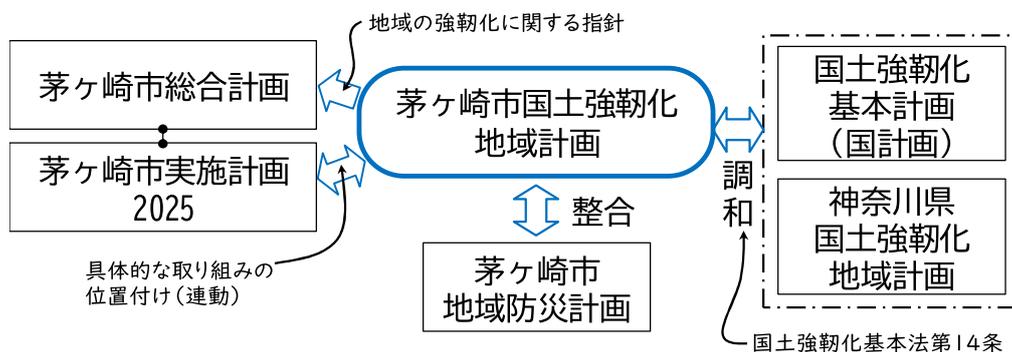
東日本大震災の発生直後に急激に高まった人々の防災意識は、その後、関東・東北豪雨、熊本地震、大阪北部地震、九州北部豪雨、北海道胆振東部地震、本市でも避難指示を発令した令和元（2019）年台風19号（東日本台風）というように、全国的に大規模自然災害が頻発していることにより、防災意識は高めに保たれて、以前にも増して着実に計画的に防災・減災、地域の強靱化に向けた取り組みを進めていくべき機運が高まっていると考えています。この取り組みを進めていくことは、持続可能な開発目標（SDGs）の一つである、ゴール11「包括的で安全かつ強靱で持続可能な都市及び人間居住を実現する」に貢献します。

また、近年、激甚化・頻発化する風水害には、地球温暖化の影響があると考えられ、今後も増加することが予測されています。この中にあって、本市では令和3（2021）年4月1日に「気候非常事態宣言」を表明し、脱炭素社会への移行を見据えながら、市民、事業者などと行政が一丸となって気候変動対策に取り組んでいくことが必要です。これらに鑑み、様々な大規模自然災害等が発生したとしても、機能不全に陥らず、市民の生命及び財産を守るための本市の国土強靱化に関する指針として、茅ヶ崎市国土強靱化地域計画（以下「本計画」という。）を策定します。

1. 2 計画の位置付け

本計画は、本市における地域の強靱化に向けた取り組みに関する分野の横断的で不変的な“指針”であり、個別の取り組みを体系化して“実行”していく内容も含めます。地域の強靱化という一つの観点における“指針”として「茅ヶ崎市総合計画（以下「市総合計画」という。）」と関わり、具体的な取り組みは茅ヶ崎市実施計画 2025 をはじめ、各分野の個別計画と連動することとなります。

特に、防災分野の法定義務計画である「茅ヶ崎市地域防災計画（災害対策基本法）」との関連については、本計画が土地利用や経済社会システムまでを積極的に対象に含める点などの違いに配慮して、相互に整合を図るようにしています。



1. 3 地域防災計画と比べた本計画の特色

地域防災計画は、地震や風水害など災害の種類ごとに対応策を検討しますが、本計画では、地域で想定される自然災害全般を見据え、起きてはならない最悪の事態として様々な視点のリスクシナリオを設定し、既存の取組の脆弱性を評価した上で対応策を検討します。

特に相違が大きい点としては、大規模自然災害が「まだ発生していない」平常時から着実にやっていくべき事前の取り組みを中心としていること、平常時の産業経済や土地利用のあり方を含む幅広い分野を対象としていることが挙げられます。

1. 4 計画期間

本計画の計画期間は、令和5（2023）年度から令和12（2030）年度までの8年間として、「市総合計画」と終期を合わせることとします。

本計画に位置付ける取り組みは、いざ、大規模自然災害が発生してしまうまで着実に進めるべきものです。そのため、国強靱化計画や県強靱化計画の見直し、社会経済情勢の変化等を踏まえて、必要がある場合にのみ計画の見直しを行うこととします。

2 大規模自然災害について

2.1 大規模自然災害の対象と基本的な認識

本計画では、基本法に基づいて「あらゆる大規模自然災害」を対象とし、本市において想定のある次の自然災害が、将来に発生してしまう事態をイメージして、発生以前から何に取り組んでおくべきかを整理しています。

《大規模自然災害の対象》

地震、津波、地震による火災、浸水（洪水、雨水出水、高潮）、土砂災害、火山の噴火などの自然災害全般

自然災害の発生自体を抑止することはできませんが、日々、その発生メカニズムの科学的解明や、発生予測の高精度化に向けた研究が進んでおり、本市も複数の自然災害を対象に「ハザードマップ」などを公表しています。「ハザードマップ」は大規模自然災害が発生した際の被害想定や避難先等を示しておりますが、多くの方は被災経験がないことから、災害発生時の状況を具体的にイメージすることは難しいかもしれません。毎日の生活や事業活動において「いつの日か大規模自然災害が発生する」ことを常に意識し続けることは難しいですが、まち全体として次の基本的な認識を持っていくことが大切です。

《基本的な認識》

誰もが、本市にどのような自然災害のリスクがあるのかをハザードマップなどで知って、万が一、発生したらどうなるか想像して備え、いざという時にどうすべきかわかっている

次節以降では、本計画が対象とする大規模自然災害の対象別に、本市の自然特性からどのような災害発生予測があるか、市域の人口、産業、土地・建物などからみたその災害による影響度合いの概要を示します。

2. 2 本市で発生が予測されている大規模自然災害の概要

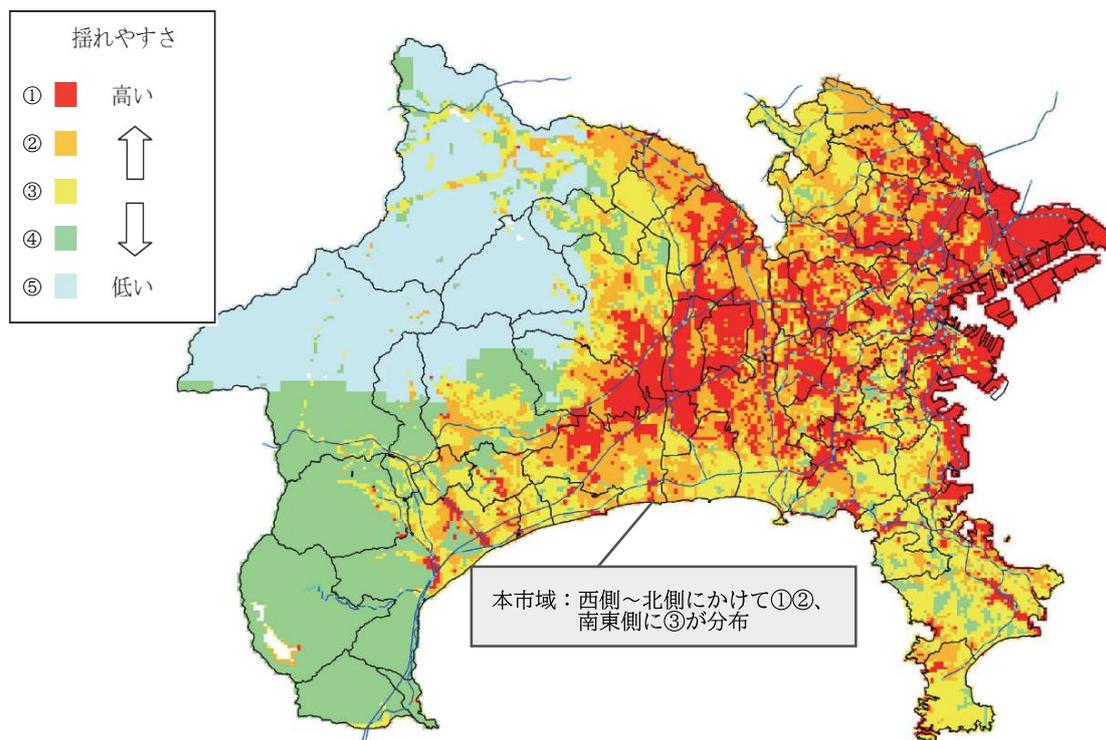
2. 2. 1 大規模地震

本市では、プレート境界型、活断層型、海溝型などの複数のタイプの大規模地震の発生が予測されており、それぞれの震源地の近さや震源の深さ、規模（マグニチュード）等によって、市域の揺れ方（震度）が異なります。地震動が地中を伝播する過程で表層部分の地形・地質が揺れやすさに影響し、相模川や小出川沿いの沖積低地、北側丘陵部の火山性台地、丘陵部から海岸へ続く砂丘から成る本市は比較的揺れやすい特性を有しているとされています。

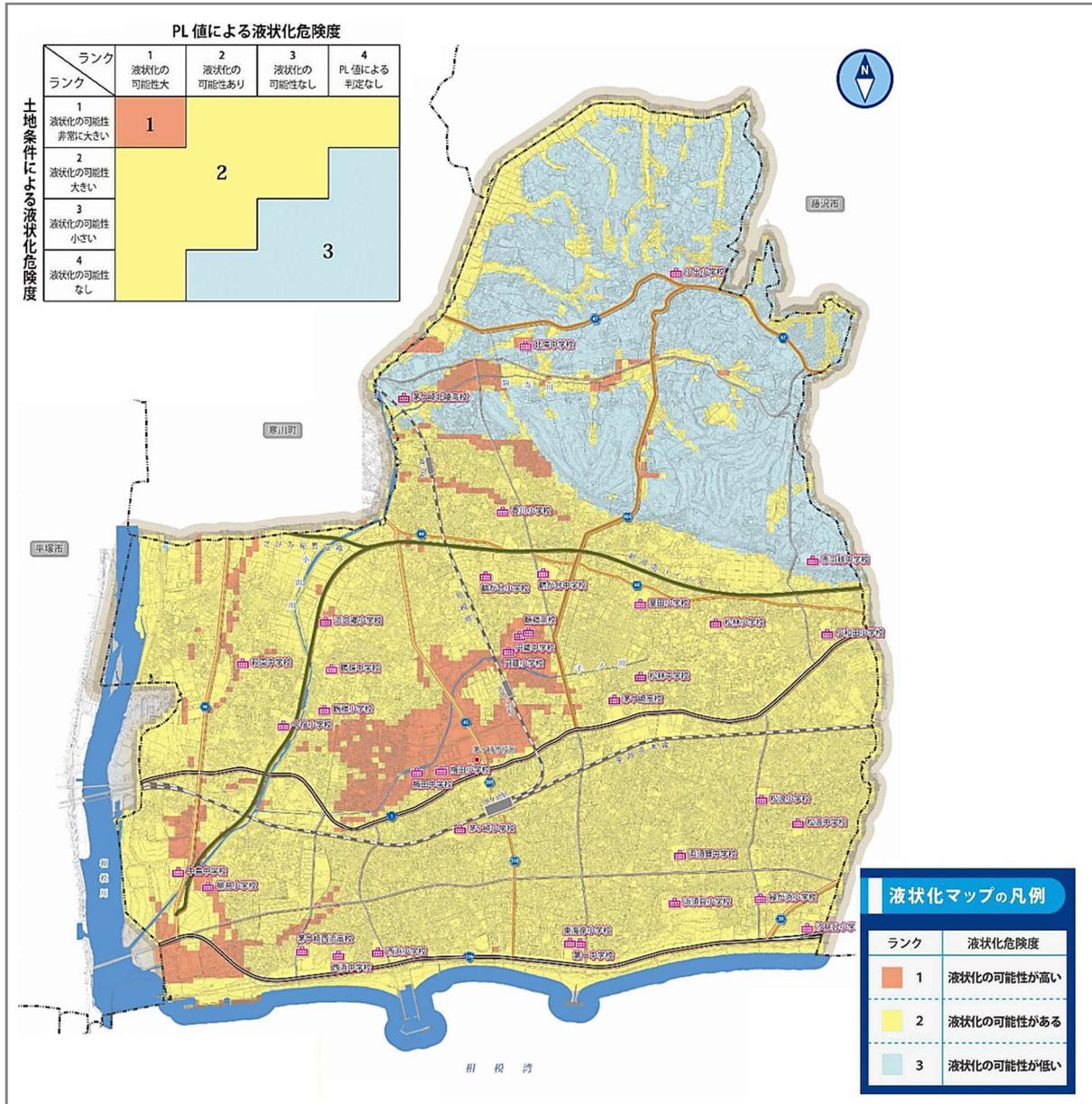
また、地下水を含む砂質土が強い地震動を受けて起こる液状化現象も、本市の地盤特性からは広範囲で発生の可能性が認められます。

「揺れやすさマップ」

※県内すべての地域を、250mメッシュ（格子）単位に区切り、一律にMw6.8の震源を想定してメッシュごとの震度を表示しました。



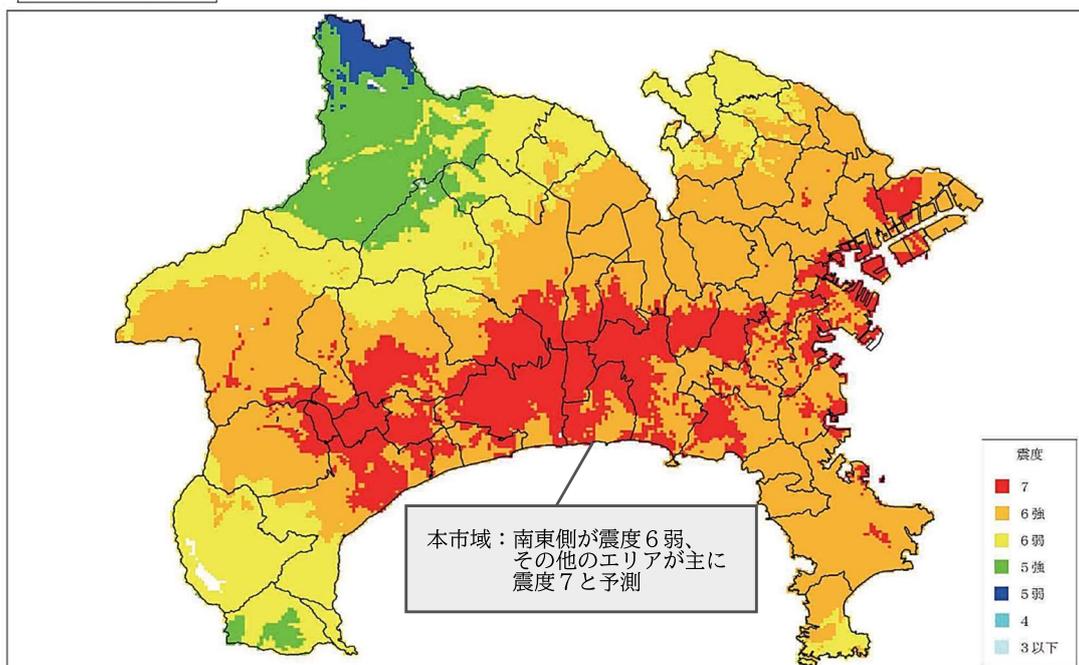
資料) 神奈川県地震被害想定調査報告書（平成 27 年 3 月）



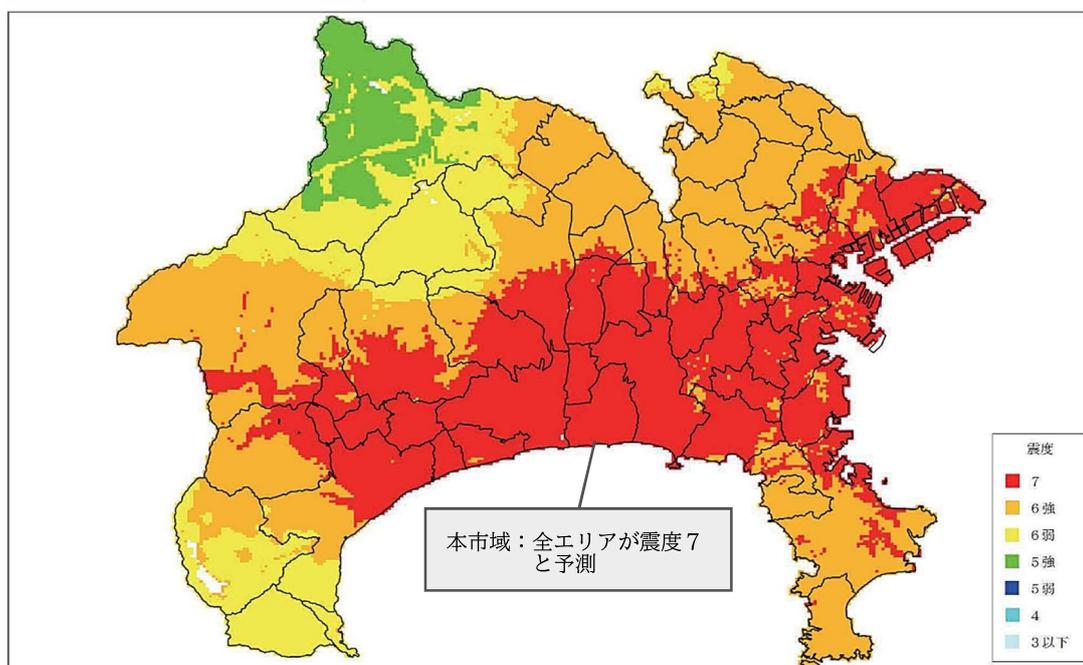
資料) 茅ヶ崎市液状化ハザードマップ (平成 25 年 8 月)

神奈川県地震被害想定調査報告書（平成 27（2015）年 3 月）において、本市で最も大きい予測震度は“震度 7”で、気象庁の解説に照らすと、人は「立ってられない、這わないと動けない」、耐震性が低い木造建物は「傾くもの、倒れるものが多くなる」、耐震性が低い鉄筋コンクリート造建物も「壁・梁・柱などの部材にひび割れや亀裂が多くなる。1 階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものが多くなる」など、容易に想像できない状況が予測されています。

震度分布：元禄型関東地震



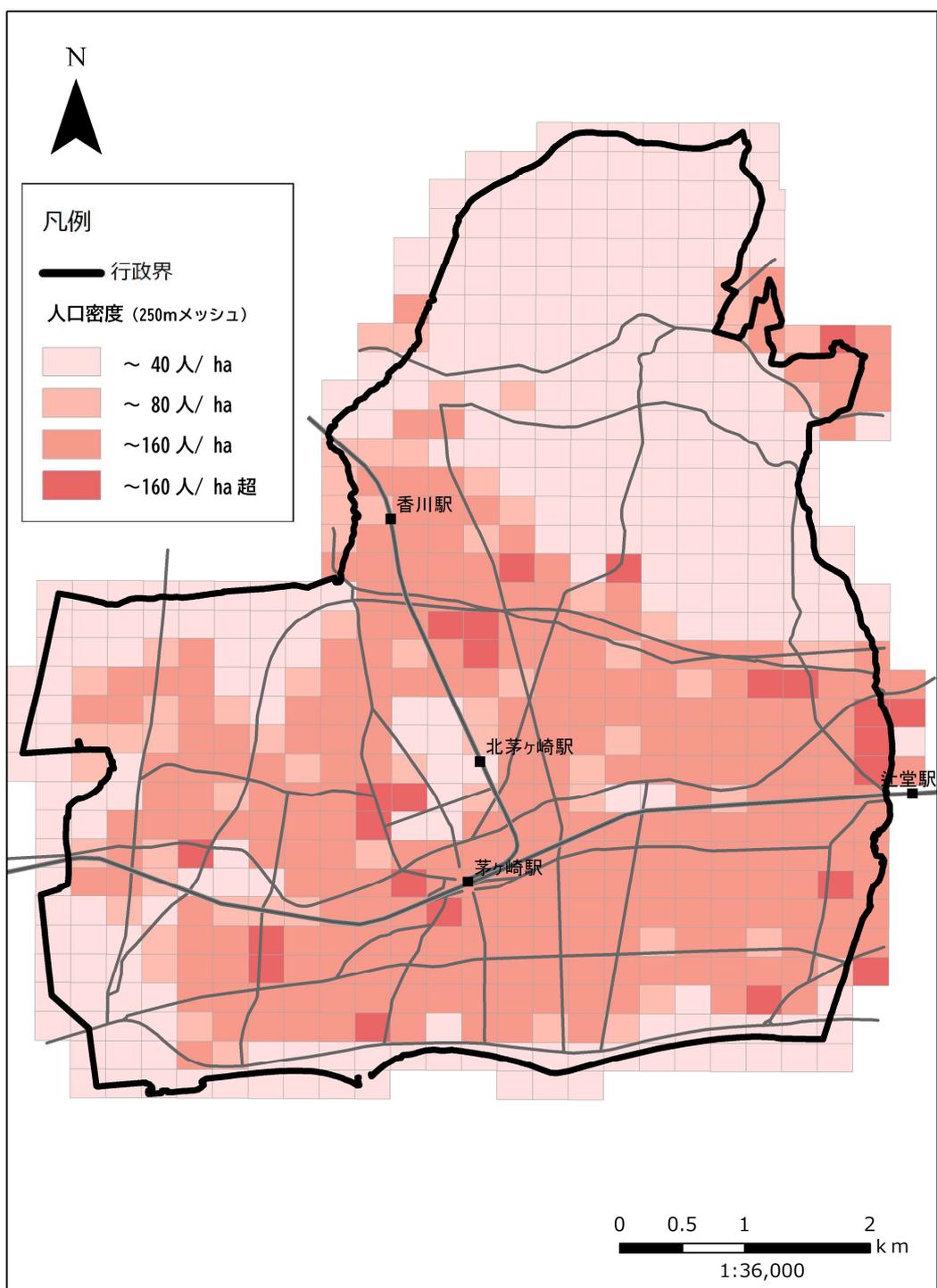
震度分布：相模トラフ沿いの最大クラスの地震



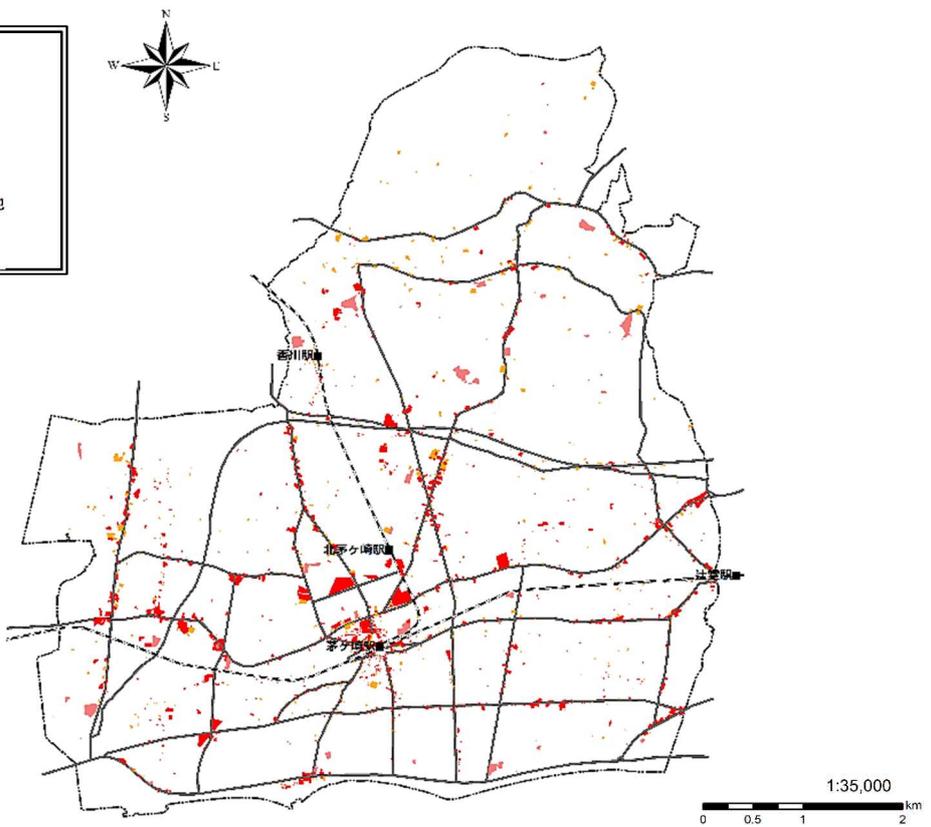
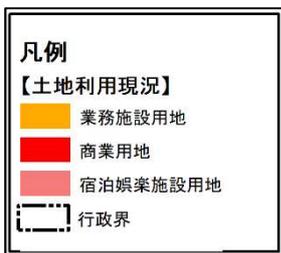
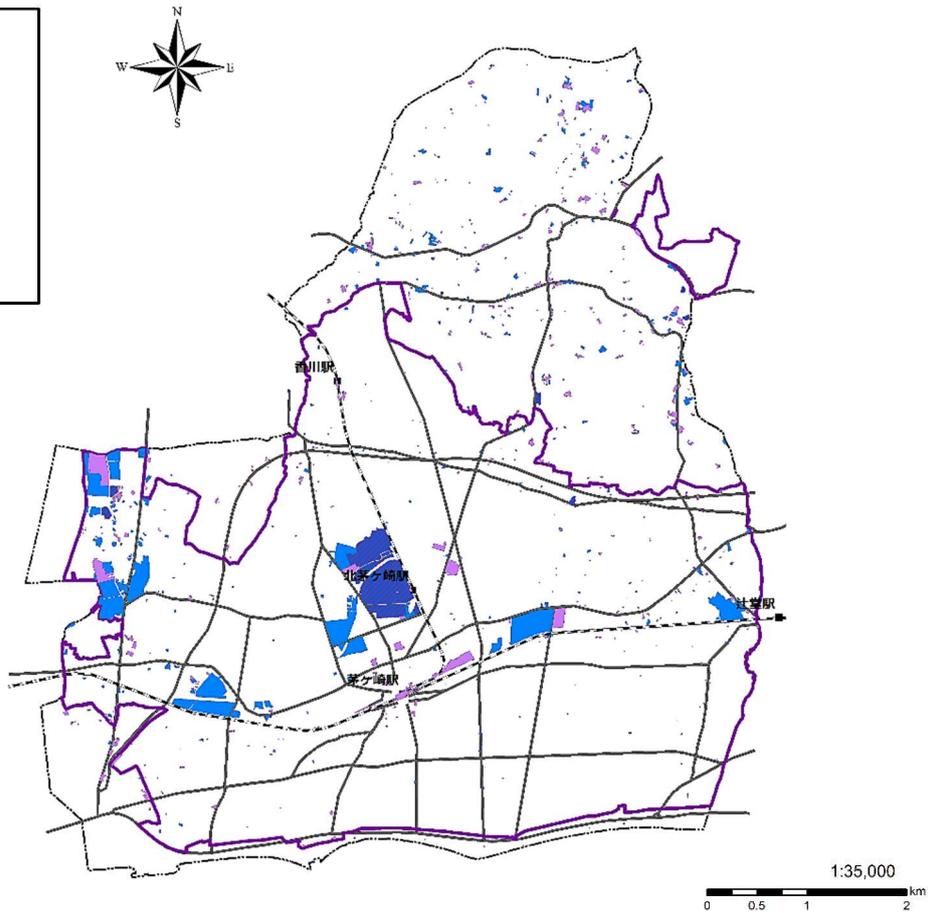
予測震度分布（上：元禄関東地震、下：相模トラフ沿い最大クラスの地震）

資料）神奈川県地震被害想定調査報告書（平成 27 年 3 月）

このような非常に強い地震動が発生してしまった場合、被害の内容や大きさには人口や産業の分布、土地・建物の状況が関連します。本市は住宅都市として成熟期にあり、市街化区域の人口密度は全体的に高く、都市的な土地利用が進んでいます。JR東海道本線の南側は戸建て主体の住宅地、北側には古くからの工業系土地利用と住宅地、駅周辺には商業系土地利用が分布しています。地震の揺れによる被害は、建物の構造と経過年数が大きく影響しますが、耐震性が低いとされる昭和57（1982）年より前の建物も一定程度は存在しています。



資料) 「政府統計の総合窓口(e-Stat)」 (令和2年国勢調査、250mメッシュ、人口密度)



土地利用現況図（上：運輸+工業、下：商業）
資料）都市計画基礎調査（令和2年）

2. 2. 2 大規模地震に伴う津波

津波が広範囲に壊滅的な被害を発生させることは、平成 23（2011）年の東日本大震災で改めて認識され、発生確率によらず、想定外を作らない考え方が一般化されました。本市にも、大規模地震に伴う津波の発生予測があり、茅ヶ崎市津波ハザードマップ（平成 24（2012）年 6 月）、神奈川県津波浸水想定図（平成 27（2015）年 3 月）で浸水域、浸水深等の予測結果を知ることができます。

津波による被害規模には、浸水域の広さにつながる最大津波到達高、浸水域外への避難時間の確保として最大津波波到達時間が関連します。次表は、県による複数地震の予測結果から、本市における最も高い最大津波到達高の地震と最も短い到達時間の地震を抽出したものです。今後 30 年以内の発生確率が「評価なし」、「ほぼ 0～5%」と確立は低いものの、未解明な事態がある自然現象であることから、発生することも有り得るという考え方のもと、想定される状況を把握しておくことが必要です。

検討対象地震	最大津波到達高	最大津波到達時間	県説明抜粋
相模トラフ沿いの海溝型地震(西側モデル)	9.6m	16分	発生間隔：2～3千年もしくはそれ以上 前回発生時期：不明 今後30年以内の発生確率：評価なし
大正関東地震	6.2m	5分	発生間隔：200～400年 前回発生時期：1923年 今後30年以内の発生確率：ほぼ0～5%

資料) 神奈川県津波浸水想定図（平成 27 年 3 月）



資料) 茅ヶ崎市津波ハザードマップ（平成 24 年 6 月作成）

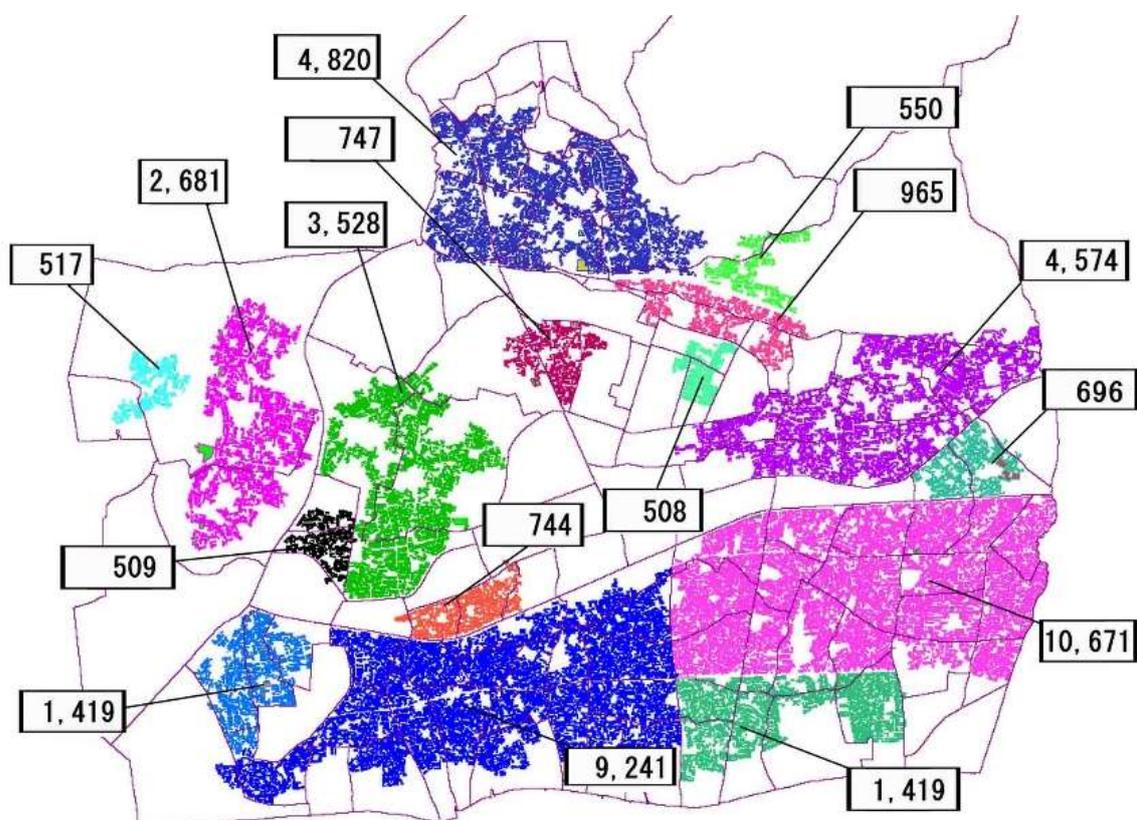
2. 2. 3 大規模地震に伴う延焼火災

大規模地震の発生後には、飲食店や工場、各家庭などで火や熱を使用している場所からの出火が、同時に、複数の地区で分散して起こることが懸念されています。また、阪神・淡路大震災や東日本大震災では、停電から電気が復旧したことで起こる通電火災も地震の二次被害として注目されました。

本市では、地震による地域危険度測定調査を平成 20（2008）年に実施（平成 25（2013）年度検証）し、市街地に大規模なクラスター（延焼運命共同体）が形成されていることを示しています。このクラスターは、同時多発的な出火で消火活動が追い付かない（消火に駆けつけることもできない）状況下で、区域内のどこか 1 箇所から出火して隣接する建物へと次々に燃え移って、道路などで分断されて延焼できなくなるまで燃え広がる一帯の区域のことです。本市の市街地は一つ一つのクラスターが大きい（建築物数が多い）という特性があります。



資料) 消防庁ホームページ

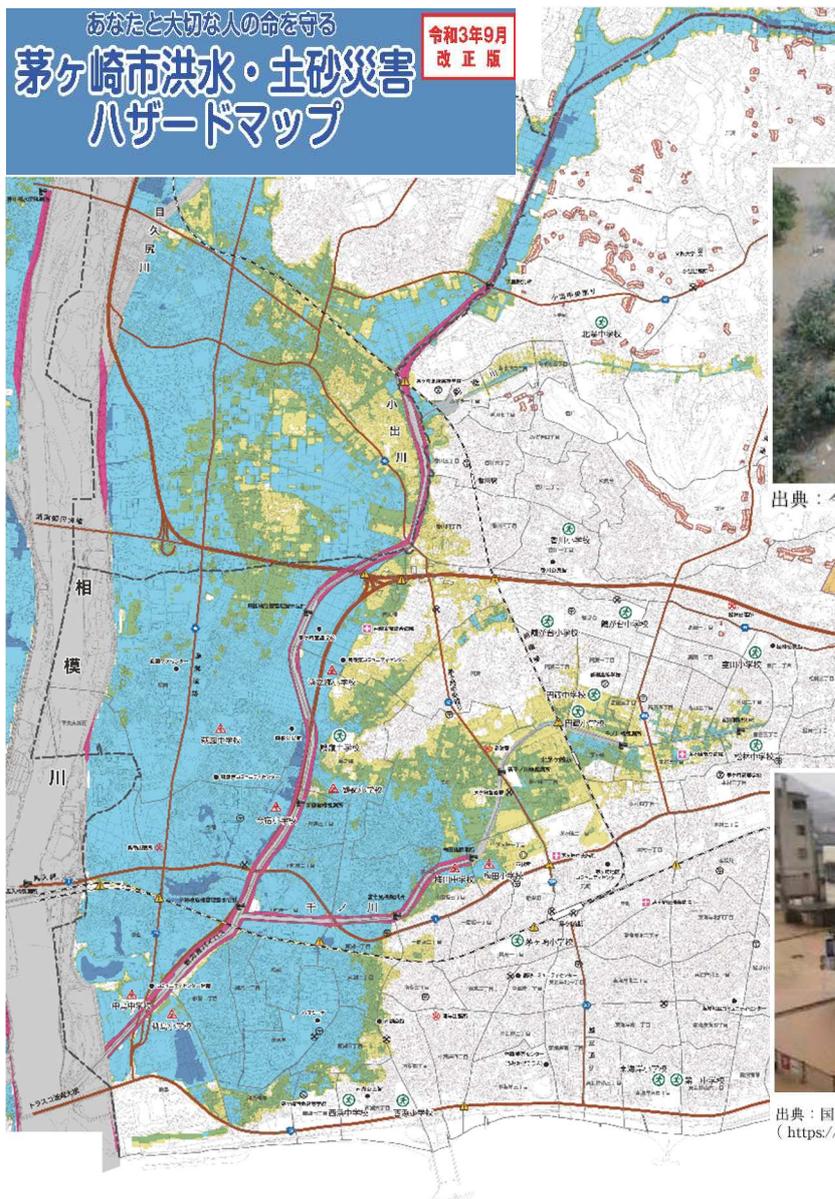


500棟以上の建物数で構成されているクラスター（延焼運命共同体）

資料) 地震による地域危険度測定調査報告

2. 2. 4 風水害（洪水・内水氾濫・土砂災害）

台風や豪雨等による水害・土砂災害が日本各地で発生しており、気候変動の影響により激甚化、頻発化しています。本市は、大半が一級水系相模川の流域（山梨県から神奈川県を縦断）に位置し、その支川の小出川、千の川等が流下しています。河川の洪水氾濫については、大規模で広大な流域面積を有する相模川と、その他の河川を対象とした浸水予測結果があります。

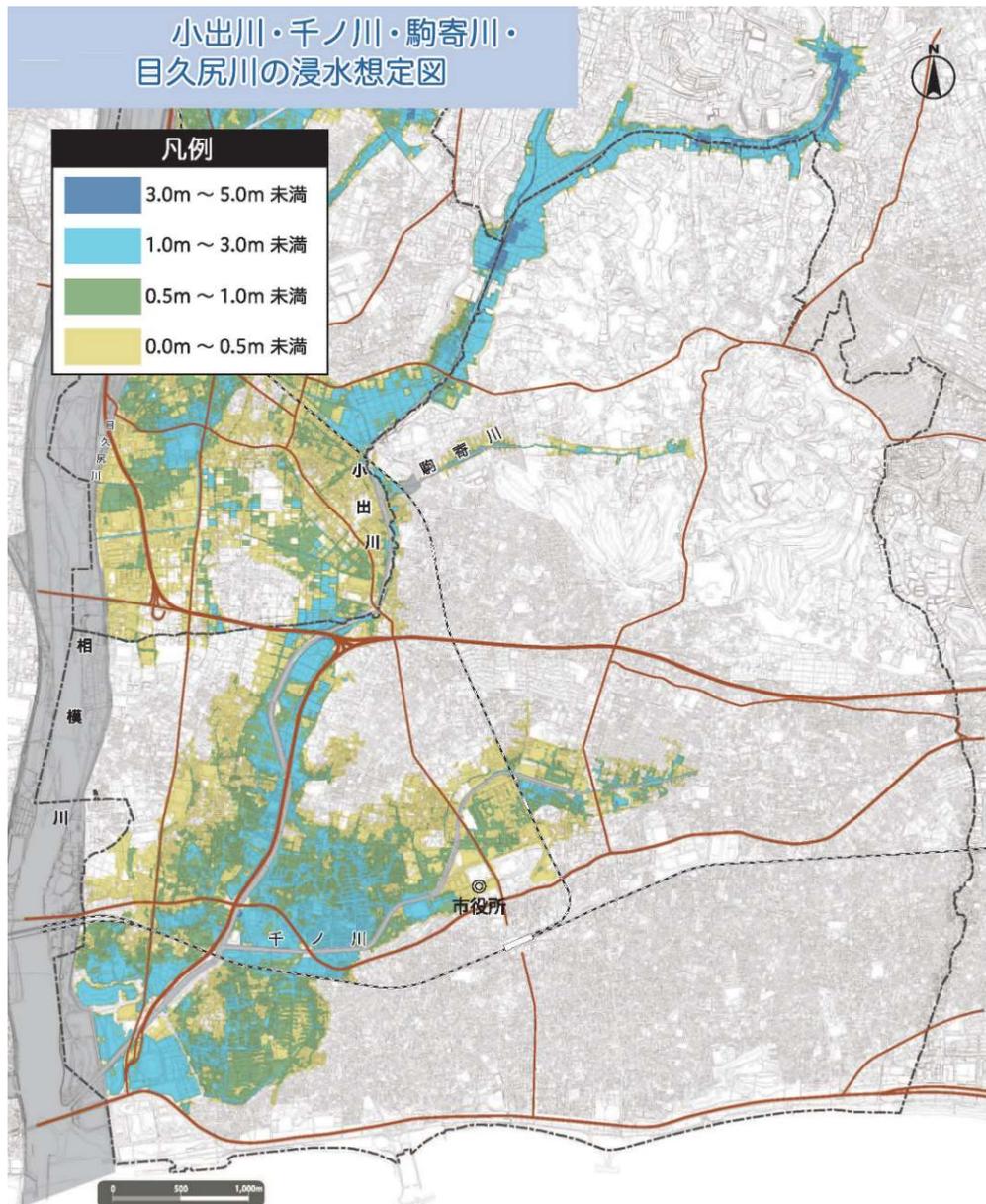


出典：令和2年版防衛白書



出典：国土交通省ホームページ
(https://www.mlit.go.jp/river/pamphlet_jirei/pdf/suigai2017.pdf)

洪水ハザードマップ（相模川、48時間 総降雨量 567mm）

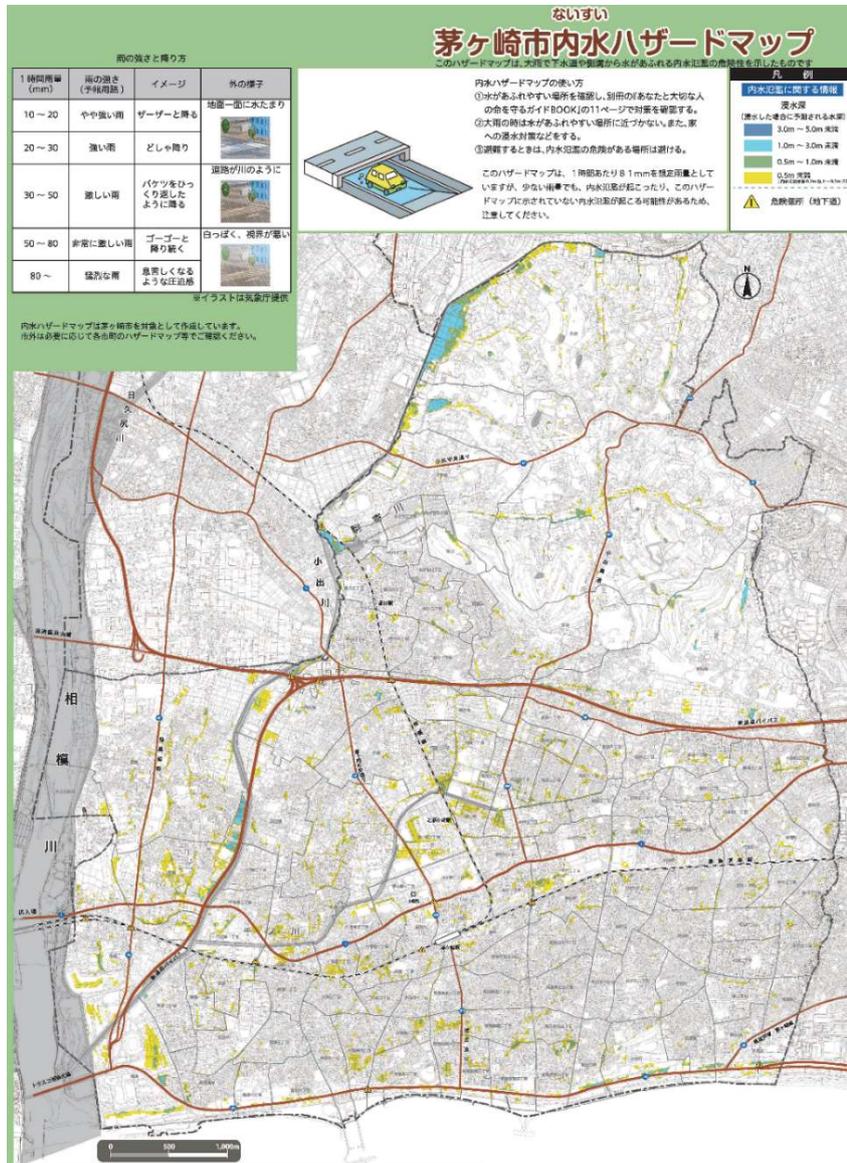


洪水ハザードマップ（小出川・千の川・駒寄川、24 時間 総降雨量 354mm）



強雨時の状況（市内）

市街地への降雨は、既設の公共下水道（雨水）や水路施設、道路等の地表をたどって河川や海域へ排水されていますが、排水可能な能力を超える強い降雨の際には、地盤が低い場所で道路冠水や床上・床下浸水等の内水被害が発生する可能性があります。内水ハザードマップでは、河川等からの氾濫が生じなかった場合の浸水域を示しています。



内水ハザードマップ（1時間当たり降雨量 81mm）



強雨時の状況（市内）

大きく傾斜している地形特性がある場所では、強雨時等の土砂災害が懸念されます。市街地は全体的に平坦な場所が多いですが、局所的に高低差が大きいところもあり、市内北部の一部は土砂災害警戒区域等、又は土砂災害特別警戒区域の指定があります。

あなたと大切な人の命を守る
**茅ヶ崎市洪水・土砂災害
ハザードマップ**
令和3年9月
改正版



出典：国土交通省ホームページ
(https://www.mlit.go.jp/river/pamphlet_jirei/pdf/suigai2016.pdf)

土砂災害ハザードマップ

2.2.5 その他の自然災害

本計画では、あらゆる大規模自然災害を対象としています。これまでに概要を記載した災害のほか、台風等で気圧が低い環境条件で海水面が吸い上げられ、さらに強風で海域から陸域へ吹き寄せられることによって発生する高潮、発達した積乱雲の強い上昇気流で生じる竜巻、富士山や箱根山などの常時監視火山の噴火なども対象に含めて、地域の強靱化に向けた取り組みを検討しています。

2. 3 防災拠点や社会基盤施設の状況と被害想定

2. 3. 1 防災拠点や社会基盤施設の状況

本市の防災拠点は、災害種別に、あるいは対策内容別に地域防災計画で詳細をまとめています。主には、市立小学校・中学校を避難所、県立高等学校や大規模な公園・ゴルフ場などを延焼火災から一時的に避難する広域避難場所、病院などを医療拠点、市役所などを行政拠点等としています。

特に発災時の人の移動や物資等の輸送に関連する緊急輸送対策としては、県が指定する緊急輸送道路（国道・県道）に加えて、それを補完する市道を指定しており、県指定と市指定の臨時ヘリポート、災害拠点病院のヘリコプター臨時離着陸場も地域防災計画に示しています。

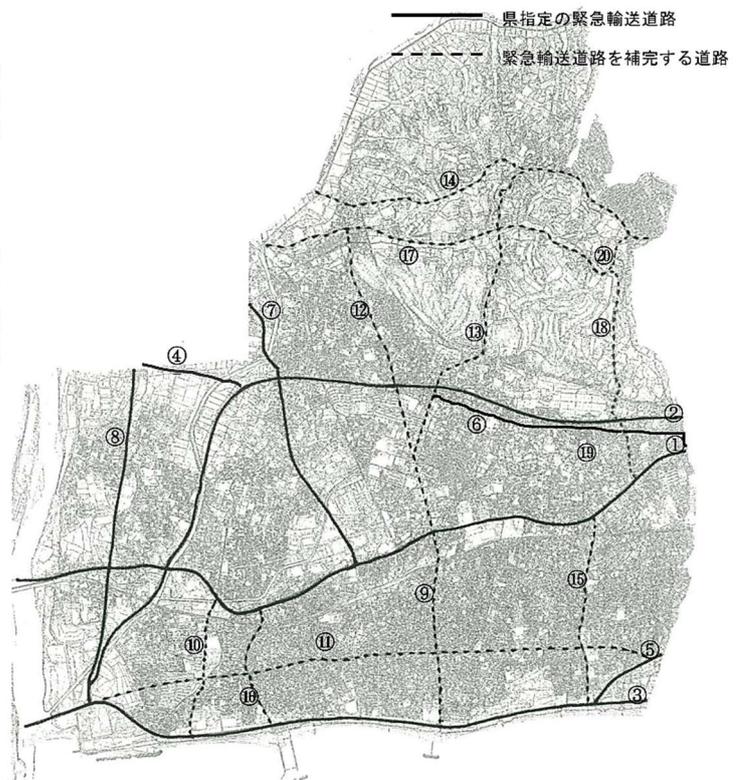
緊急輸送道路及び緊急輸送道路を補完する道路一覧及び道路図

緊急輸送道路とは

地震等の大規模災害発生直後から、救助活動人員や物資等の緊急輸送を円滑かつ確実に行うため、道路管理者等が事前に指定する路線。

緊急交通路とは

大地震等発生時において県公安委員会が指定する路線。指定路線は被害者の避難及び救出・救助、消火活動等に使用される緊急通行車両以外の車両は、通行の禁止、制限の交通規制を受ける。

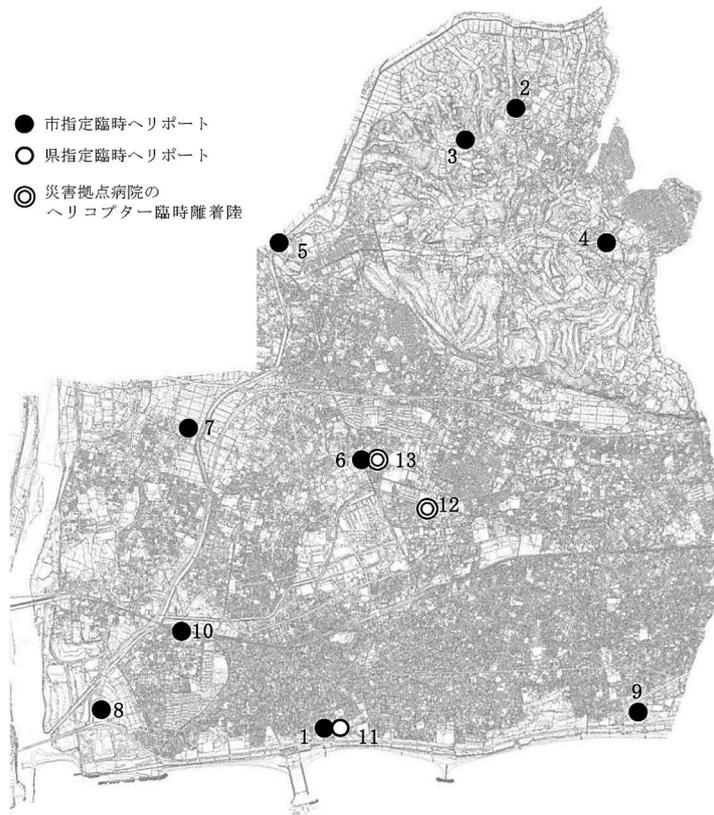


県指定の緊急輸送道路					
①	国道1号	市内全線	⑤	県道30号（戸塚茅ヶ崎）	市内全線
②	国道1号（新湘南バイパス）	市内全線	⑥	県道44号（伊勢原藤沢）	沼川町交～ 藤沢 相模交差
③	国道134号	市内全線	⑦	県道45号（丸子中山茅ヶ崎）	市内全線
④	国道468号（さがみ縦貫道路）	市内全線	⑧	県道46号（相模原茅ヶ崎）	市内全線

緊急輸送道路を補完する道路					
⑨	一中通り	全線	⑮	学園通り	全線
⑩	左富士通り	全線	⑯	南湖通り	全線
⑪	鉄砲道	全線	⑰	大岡越前通り	全線
⑫	東海岸寒川線	県道401号松交差～ みずき交差迄	⑱	赤羽根通り	全線
⑬	県道404号（遠藤茅ヶ崎）	市内全線	⑲	小和山通り	全線
⑭	県道47号（藤沢平塚）	市内全線	⑳	市道6214号線	藤沢 丸子交差迄 ～越前原交差迄

資料）茅ヶ崎市地域防災計画

ヘリコプター臨時離着陸場一覧及び位置図



市指定臨時ヘリポート				
	名 称	所 在 地	名 称	所 在 地
1	茅ヶ崎公園野球場	中海岸 3-3-11	6 県立鶴嶺高等学校	円蔵 1-16-1
2	芹沢スポーツ広場	芹沢 430-3	7 県立茅ヶ崎養護学校	西久保 29-1
3	県立茅ヶ崎里山公園	芹沢 1030	8 柳島スポーツ公園	柳島 1300
4	小出暫定スポーツ広場	堀 427	9 県立湘南汐見台公園	汐見台 3-15
5	県立茅ヶ崎北陵高等学校	下寺尾 515	10 モリタ宮田工業株式会社	下町屋 1-1-1
県指定臨時ヘリポート		災害拠点病院のヘリコプター臨時離着陸場		
	名 称	所 在 地	名 称	所 在 地
11	茅ヶ崎公園野球場	中海岸 3-3-11	12 茅ヶ崎市立病院	本村 5-15-1
			13 県立鶴嶺高等学校	円蔵 1-16-1

資料) 茅ヶ崎市地域防災計画

2. 3. 2 公表資料に基づく被害想定

2.2 に示した大規模自然災害のうち、大規模地震と地震に伴う津波、延焼火災については、神奈川県が大地震の発生から建物やインフラ構造物の被災や避難行動までのシナリオを設定して検討した被害想定がまとめられています。当事者意識を強くして表中の数字をみると、最大規模の地震では建物倒壊が全壊 1 万 8780 棟、半壊 1 万 5840 棟と全市域の建物総数 8 万棟の半数弱が被害を受け、さらに焼失も 2 万 170 棟（全半壊との重複を含む）であり、死傷者が 1 万人を超えるなど、甚大な被害が想定されています。

【地震被害想定結果一覧】

		都心南部直下地震	三浦半島断層群の地震	神奈川県西部地震	東海地震	南海トラフ巨大地震	大正型関東地震	元禄関東地震	相模トラフ沿いの最大クラスの地震	
規模(マグニチュード)		7.3	7.0	6.7	8	9	8.2	8.5	8.7	
震度ランク		5強～6弱	5強～6弱	5弱～5強	5弱～5強	5弱～5強	6強～7	6強～7	7	
建物被害	全壊棟数(棟)	210	20	0	*	20	15,950	16,260	18,900	
	半壊棟数(棟)	2,630	480	50	100	130	13,400	14,470	13,310	
火災被害	出火件数(件)	*	0	0	0	0	80	80	110	
	残出火件数(件)	0	0	0	0	0	50	50	90	
	焼失棟数(棟)	0	0	0	0	0	12,000	12,000	20,170	
自力脱出困難者(人)		450	*	0	0	0	2,870	2,870	4,270	
要配慮者	避難者数(1～3日)	高齢者数(人)	450	80	20	30	30	13,070	13,380	15,520
		要介護3以上(人)	100	20	*	*	*	3,010	3,080	3,570
	避難者数(1ヶ月後)	高齢者数(人)	450	80	*	20	30	10,950	11,010	13,130
		要介護3以上(人)	100	20	*	*	*	2,520	2,530	3,020
人的被害	死者数(人)	(津波含む)	10	*	30	*	*	940	2,660	2,340
		津波	0	0	30	*	*	150	1,870	1,210
	負傷者数(人)	(津波含む)	380	170	10	40	70	6,020	6,380	7,860
		重傷者数	20	*	0	*	*	400	430	560
エレベーター停止台数(台)		180	350	360	380	270	200	180	180	
インフラ	電力	停電軒数(軒)	110,670	30	110,670	110,670	110,670	110,670	110,670	
	都市ガス	供給停止件数(件)	0	0	0	0	0	64,950	64,950	
	LPガス	容器被害件数(本)	340	0	0	0	0	440	440	
	上水道	断水人口(直後)(人)	3,430	120	*	*	10	229,410	229,410	
	下水道	機能支障人口(人)	7,040	3,890	1,820	2,420	2,660	24,560	24,560	
	通信	不通回線数(回線)	82,940	20	82,980	82,980	82,990	85,000	85,070	
避難所避難者数(人)	1～3日後(人)	2,920	530	110	190	230	84,960	87,490	102,420	
	1ヶ月後(人)	1,460	260	30	60	80	35,550	35,760	42,640	
帰宅困難者数	直後(人)	6,390	6,390	6,390	6,390	6,390	6,390	6,390	6,390	
	2日後(人)	0	0	0	0	0	6,390	6,390	6,390	
災害廃棄物(万t)		12	2	*	*	1	427	435	561	
避難所外避難者		1,950	350	60	110	140	56,530	57,300	65,570	

*：わずか（計算上0.5以上1.0未満）

資料）神奈川県地震被害想定調査報告書（平成27年3月）

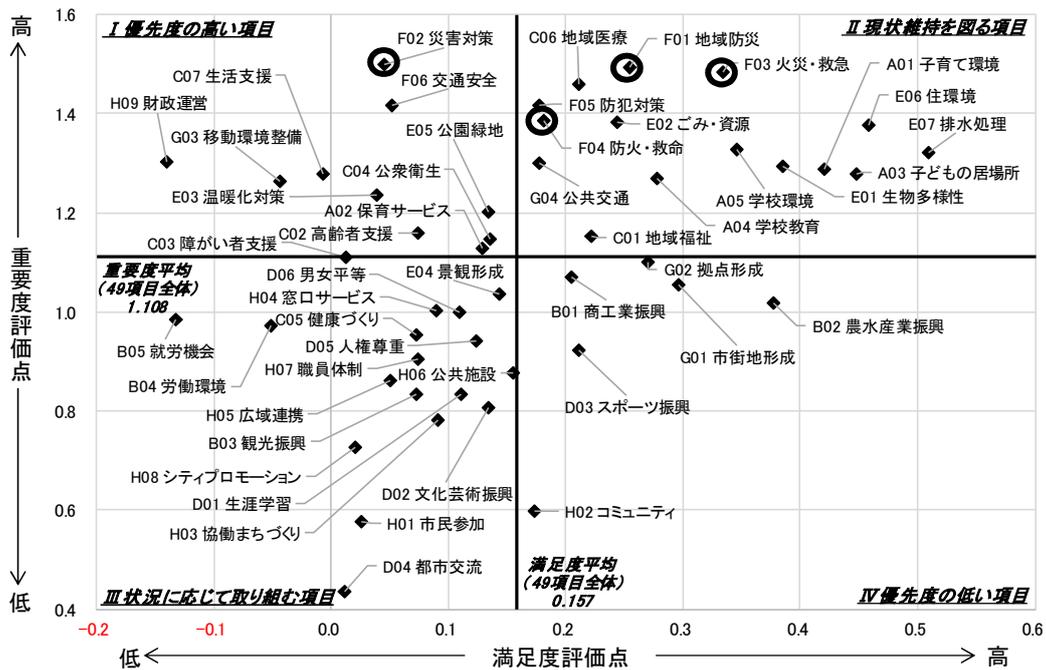
2. 3. 3 防災・減災に関連する市民意識の概要（市民意識調査等）

防災・減災に係る取り組みの充実、日常の生活や事業活動における安全・安心につながるものです。自助・共助・公助のいずれも重要で、各主体が日常からできることに取り組んでいくことで地域の強靱化が進んでいきます。ここでは、市民意識調査、茅ヶ崎市実施計画 2025 策定段階で行ったオープンハウス（展示型意見交換会）で得られた地域の強靱化に関連する市民意識の概要をまとめます。

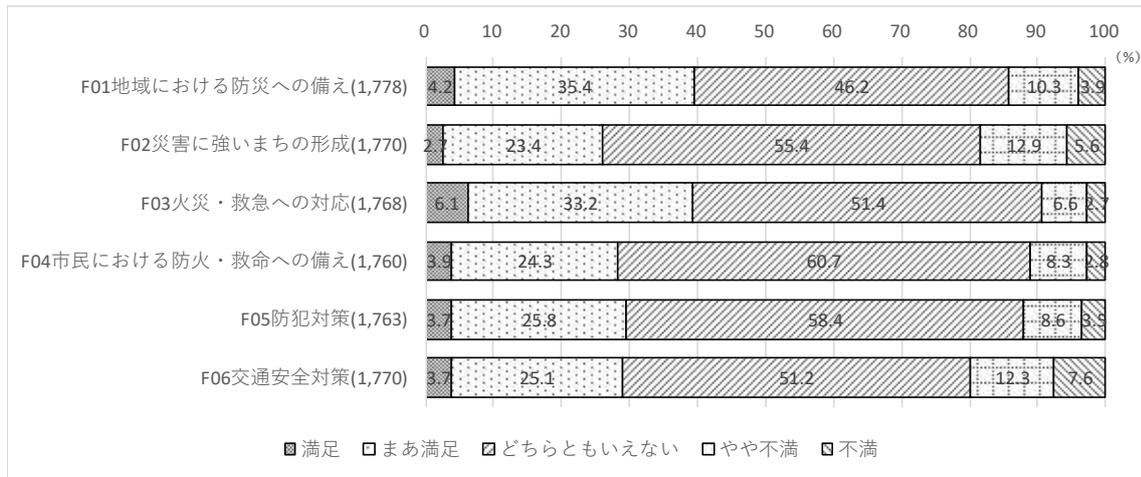
【令和 3（2021）年度 市民意識調査】

- 市政全般を対象に、全 49 項目についての満足度・重要度に関する質問において、地域の強靱化に関する項目は、次図（○プロット）のようにいずれも重要度が高い結果であり、「F02 災害対策」は全項目中で最も重要度が高くなっています。

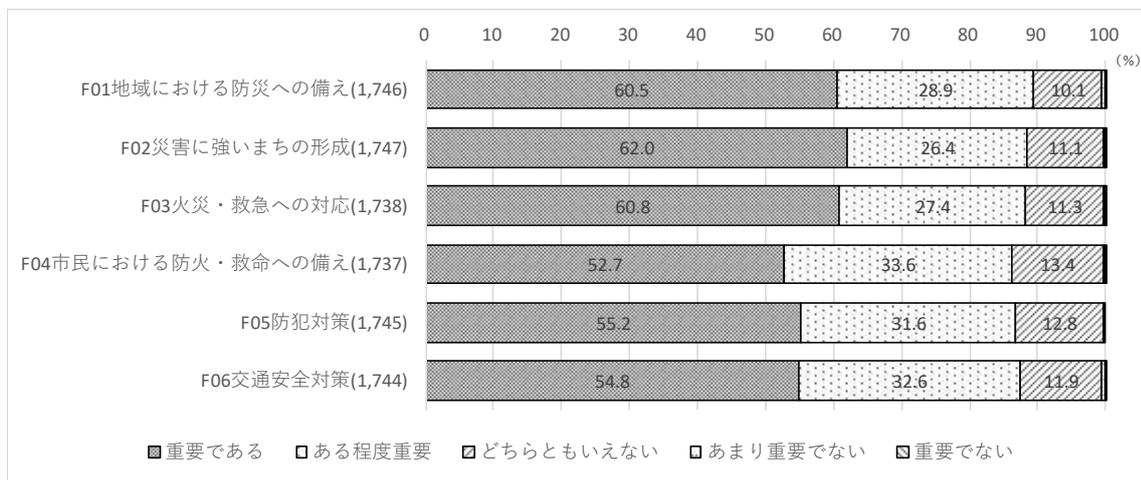
～満足度と重要度の散布図～



～満足度の単純集計結果（抜粋：安全・安心に関する項目）～



～重要度の単純集計結果（抜粋：安全・安心に関する項目）～



～自由記述のうち、本計画に関連が深い意見の概要～

- 市民意識調査における自由記述は 859 人、分類・整理すると 1,549 件のご意見をいただきました。本計画に関連が深い“安全で安心して暮らせる強くしなやかなまち（市総合計画の政策目標 6）”に触れているご意見は、約 1 割の 152 件でした。
- ご意見で触れている自然災害の種別としては、大規模地震・津波、強降雨時の浸水、火災延焼が多く、一定程度の方が普段から自然災害の発生を意識している状況があります。
- 地域の強靱化につながる取り組みとしては、公助として防災・減災に資する施設整備や避難所等の防災拠点・救急活動の充実、防災情報の的確な発信等を求めるものが多く挙がっています。加えて、個人や地域での円滑な避難行動、水や物資備蓄などの取り組み、普段から顔が見える地域での関係構築、地域防災活動などの重要性を感じているという自助・共助に関連するご意見もいただきました。

【茅ヶ崎市実施計画2025策定に係るオープンハウス（展示型意見交換会）】

項目	内容
実施方法	<ul style="list-style-type: none"> ● 茅ヶ崎市実施計画2025構成案と合わせ、本計画の策定方針をパネル展示。 ● 市役所、公民館のほか、市内の公園や商業施設の9会場で実施。 ● 来場者は自由にパネル閲覧、会場の市職員と対話。ご意見の提出は任意。
実施時期	令和4(2022)年9月の1～4週目のうち、6日間
意見提出	● 延べ299人（付せん紙や意見書1枚を1人として計数）より396件

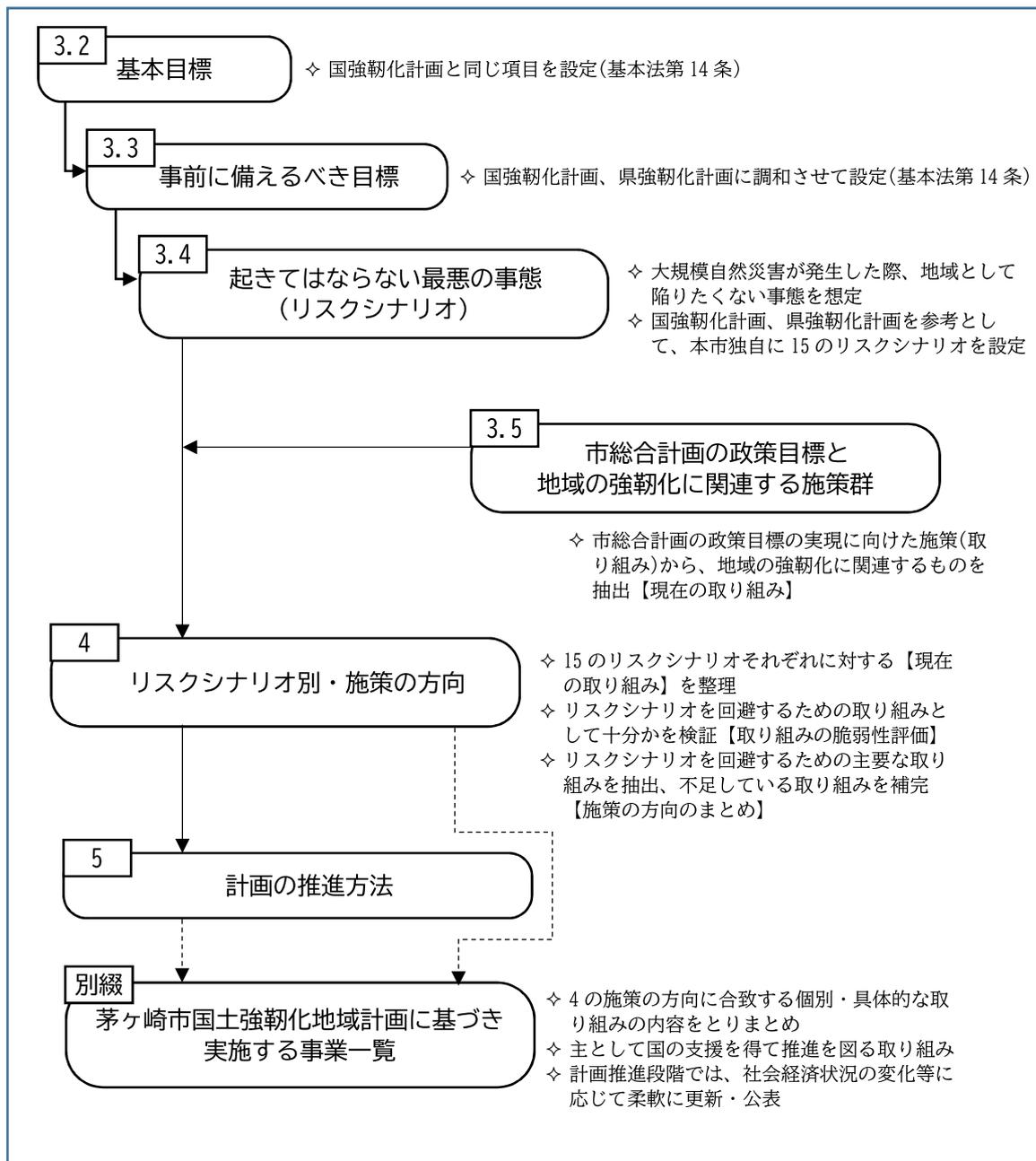
～本計画に関連が深い意見の概要～

- オープンハウスにおける意見提出のうち、本計画に関連が深い“防災や災害、暮らしの安全・安心”に触れているご意見は、約1割に当たる40件でした。
 - 自然災害の種別としては、強降雨時の浸水、火災延焼に触れているご意見が多く、災害規模は小さくても、発生頻度が高い自然災害の発生への関心が高いことと思われます。職員との対話の中で、防災・減災がよく話題に上がっていました。
 - 地域の強靱化に関連が深いご意見としては、発災時の身近な環境に関連するもの、個人の行動・地域活動に関するものを多くいただきました。例えば、防災リーダー研修や防災訓練に若い世代も加わって充実させるべき、ペットとの避難方法を考えたい、防災情報が得られやすくなるとよい、地域のつながりや助け合いが重要、植樹・庭木のある家が増えるとよい、災害発生以前の準備が必要など、高い防災意識からのご意見です。
- もちろん、防災・減災施設の整備や防災情報の的確な発信、火災に対する土地利用の誘導といった公助としての取り組みの着実な推進を望むご意見もいただきました。

3 本計画の体系

3.1 本計画の構成

本計画では、前章に示す大規模自然災害を対象にして、次図に示す構成で基本目標から施策（取り組み）の方向をまとめています。個別、具体的な取り組み（事業）については、社会経済状況の変化や自然災害の発生、予測精度の向上、対策内容や技術の発展等に柔軟に対応していくため、別にとりまとめて本計画と合わせて公表し、適宜の更新を行います。



3. 2 基本目標

基本法第 14 条において、地域計画は「国土強靱化基本計画との調和が保たれたものでなければならない」と規定されていることを踏まえ、本計画では国強靱化計画の基本目標と同じ、以下の4項目を基本目標として設定しました。

- ① 人命の保護が最大限図られること
- ② 市域の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
- ③ 市民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
- ④ 迅速な復旧復興

3. 3 事前に備えるべき目標の設定

基本目標を基に、より具体化した「事前に備えるべき目標」は、国強靱化計画や県強靱化計画を参考にして本市に適合させ、次の7項目を設定しました。

事前に備えるべき目標	
1	直接死を最大限防ぐ
2	救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する
3	必要不可欠な行政機能は確保する
4	必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する
5	ライフライン、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させ、経済活動を機能不全に陥らせない
6	制御不能な複合災害・二次災害を発生させない
7	地域社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

3. 4 起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ)の設定

4項目の「基本目標」と7項目の「事前に備えるべき目標」をもとに、国強靱化計画で設定された45項目の「おきてはならない最悪の事態」、県強靱化計画の41項目の「起きてはならない最悪の事態」との整合を図りながら、本市の地域特性や分かりやすさを考慮した15項目の「起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ)」(以下「リスクシナリオ」という。)を設定しました。

事前に備えるべき目標		起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ)	
1	直接死を最大限防ぐ	1-1	地震等による住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による多数の死傷者の発生
		1-2	密集市街地や不特定多数が集まる施設における大規模火災による多数の死傷者の発生
		1-3	大規模津波等による多数の死傷者の発生
		1-4	大規模な火山噴火・風水害(河川の氾濫、市街地の大規模浸水等)・土砂災害等による多数の死傷者の発生
2	救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する	2-1	救助・救急、医療活動等の難航
		2-2	被災地における疫病・感染症等の大規模発生
3	必要不可欠な行政機能は確保する	3-1	被災による地方行政機関の職員・施設等の大幅な機能低下
4	必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する	4-1	災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態
5	ライフライン、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させ、経済活動を機能不全に陥らせない	5-1	緊急輸送道路網の分断等、基幹的陸上交通ネットワークの機能停止と産業生産力の低下
		5-2	食料等の生命に関わる物資やライフラインが適切に供給できない事態
6	制御不能な複合災害・二次災害を発生させない	6-1	地震に伴う市街地の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生
		6-2	有害物質の大規模拡散・流出
7	地域社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する	7-1	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態
		7-2	復興を支える人材等(専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等)の不足、より良い復興に向けたビジョンの欠如等により復興できなくなる事態
		7-3	貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失

3. 5 市総合計画の政策目標と地域の強靱化に関連する施策群

リスクシナリオに対して、本市の様々な施策が強靱化に資するものとして適切に講じられているかを確認するため、施策分野を設定します。本市では、市総合計画において8つの政策目標を挙げており、これを施策分野として設定します。

施策分野	
1	子どもが希望を持って健やかに成長し、次代を担うひとが育つまち
2	地域が活力にあふれ、交流とにぎわいのあるまち
3	共に見守り支え合い、誰もが健康に暮らすまち
4	誰もがいつでも学べ、生きがいを持って自分らしく暮らすまち
5	豊かな自然と共存し、心地よい生活環境のあるまち
6	安全で安心して暮らせる、強くしなやかなまち
7	利便性が高く、魅力的な都市空間が整うまち
行政	将来都市像の実現に向けた行政経営

「リスクシナリオを回避するための施策」及び関連する「施策分野」の一覧（全体）

施策No.	リスクシナリオを回避するための施策	施策分野（政策目標）							行
		1	2	3	4	5	6	7	
施 1	建物等の倒壊・損傷対策の推進						○		
施 2	地域における安全な居場所の確保	○		○		○	○	○	
施 3	自助・共助による地域防災力の向上	○					○		
施 4	移動・通行等の道路機能の確保					○	○		○
施 5	要配慮者等の安全確保					○	○	○	
施 6	消防力の充実強化					○	○	○	
施 7	建物の出火防止・不燃化	○		○	○	○	○	○	○
施 8	津波への意識・対応力の向上					○	○	○	
施 9	浸水対策の推進					○	○	○	○
施 10	火山災害対策の推進	○		○	○		○		
施 11	土砂災害対策の推進			○			○		
施 12	災害時医療救護体制の確保						○		
施 13	帰宅困難者対策の推進						○	○	
施 14	衛生環境の悪化防止					○	○		
施 15	関係機関等との連携による防災訓練の実施			○			○		
施 16	相互応援体制の構築・受援体制の整備					○	○		○
施 17	災害情報の収集・伝達・発信体制の整備		○			○	○	○	
施 18	企業の防災体制の確立			○					
施 19	漁港の緊急輸送機能の確保			○					
施 20	飲料水、食料及び生活必需物資等の確保						○		○
施 21	汚水処理機能の確保	○				○			
施 22	自立・分散型エネルギーの導入促進						○		
施 23	農地・農業用施設等の保全						○	○	○
施 24	応急危険度判定等の体制整備			○			○		
施 25	危険物等施設の安全対策の推進						○		○
施 26	災害廃棄物の集積・処理体制の構築					○	○	○	
施 27	住宅再建体制の構築					○	○	○	
施 28	都市等の復興事前準備の推進		○			○	○		
施 29	復旧復興に関連する人材の確保						○		
施 30	文化財所有者・管理者の防災対策					○	○		
施 31	地域コミュニティの充実強化					○	○	○	

4 リスクシナリオ別・施策の方向

本市では、「3. 5市総合計画の施策目標と地域の強靱化に関連する施策群」で整理しているように、これまでも防災・減災や地域の強靱化に関連する施策に取り組んできています。市総合計画をもとにした施策群には、直接的に防災・減災に寄与する取り組みもあれば、主な実施目的は平常時の快適性や利便性の向上であるものの、改めて大規模自然災害の発生の観点から間接的に寄与する取り組みとして抽出したものもあります。

本計画では、大規模自然災害が発生してしまうことを改めて想定して、地域の強靱化を目的とした施策を体系化して積極的な推進を図ります。

本章では、「リスクシナリオ」別に本市の取り組み状況の脆弱性を確認し、「リスクシナリオ」を回避するために必要となる施策の方向をまとめ、主として国の支援を得て推進を図る取り組みからなる「茅ヶ崎市国土強靱化地域計画に基づき実施する事業一覧」を別綴としました。

4. 1 施策の方向のまとめ方

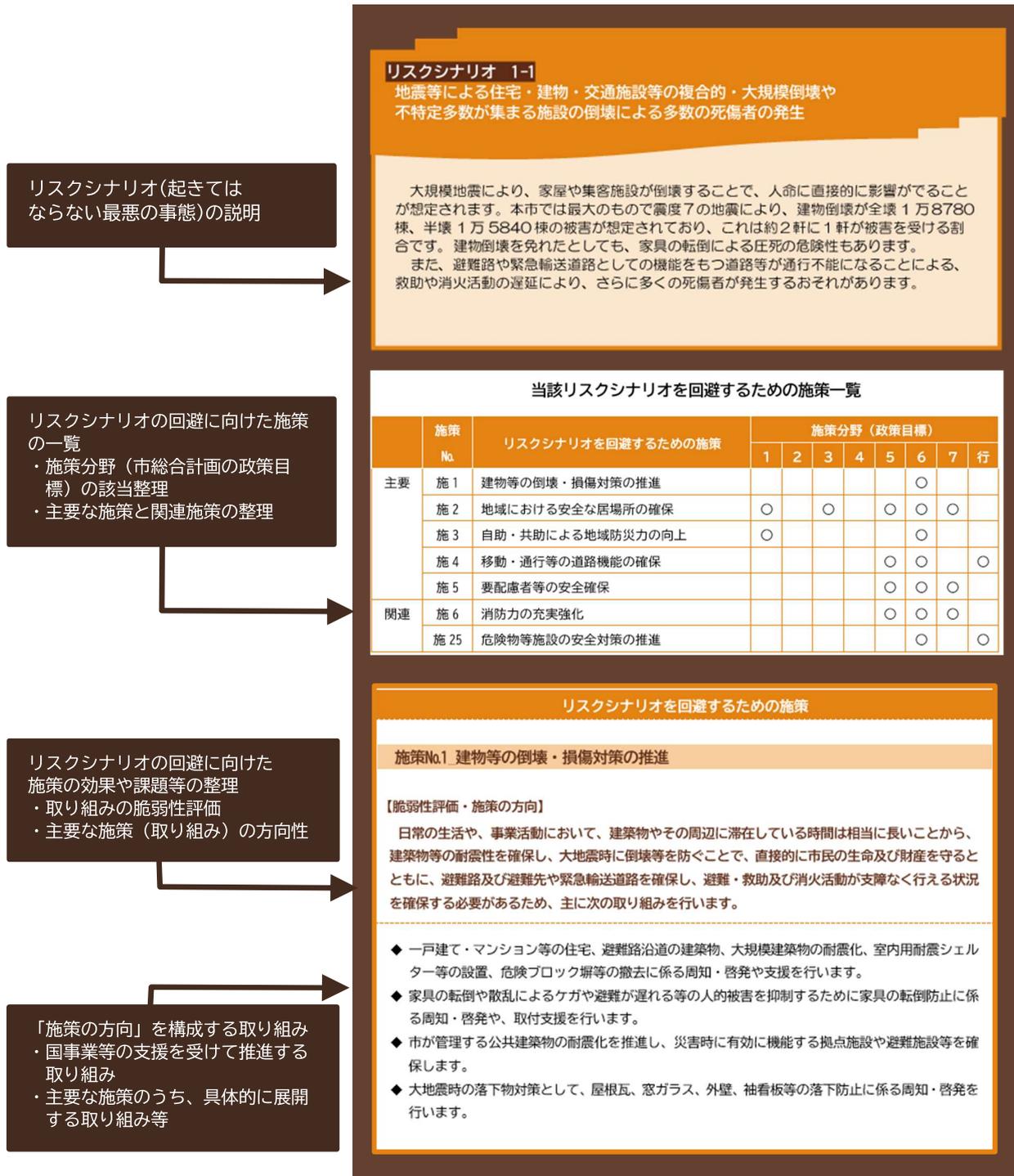
本計画の施策の方向は、次の考え方で「リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）」ごとに整理しています。

《施策の方向の整理方法》

- ◇ 15項目のリスクシナリオは、同時に生じる場合があります。
施策の方向の整理では、あくまでも1項目のリスクシナリオの設定の中で、そのような事態に陥らないようにするための施策を抽出、整理します。
(例)
リスクシナリオ1番目の「地震等による…(中略)…多数の死傷者の発生」は、連続する自然現象である大規模津波や有害物質の拡散・流出等のリスクシナリオが同時に生じる可能性があり、被害状況に応じて救急、医療、行政機能、災害廃棄物、復興等に関連する複数のリスクシナリオも生じる場合が考えられるということです。
- ◇ それぞれのリスクシナリオに対応する施策・取り組みは、他のリスクシナリオにも関連することになります。
施策の方向の整理では、リスクシナリオ別に施策・取り組みを位置付け、重複を許すこととして、リスクシナリオ別に読み取ることができるように同様な内容を複数記載することとします。
(例)
地域の強靱化に関連する施策である「建物等の耐震化・安全化」は、建物等の倒壊に伴う被害の抑制、避難所の安全性、行政や公共機能の安定性、有害物質管理の徹底などの複数のリスクシナリオの対応施策となります。該当する全てのリスクシナリオで省略せずに記載します。

4. 2 リスクシナリオ別・施策の方向

ここでは、4. 1の「施策の方向のまとめ方」にしたがい、リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）ごとに、取り組みの脆弱性評価やそれに対応する施策の方向（国強靱化計画の推進方針に該当）を示します。



リスクシナリオ 1-1

地震等による住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や
不特定多数が集まる施設の倒壊による多数の死傷者の発生

大規模地震により、家屋や集客施設が倒壊することで、人命に直接的に影響がでることが想定されます。本市では最大のもので震度7の地震により、建物倒壊が全壊1万8780棟、半壊1万5840棟の被害が想定されており、これは約2軒に1軒が被害を受ける割合です。建物倒壊を免れたとしても、家具の転倒による圧死の危険性もあります。

また、避難路や緊急輸送道路としての機能をもつ道路等が通行不能になることによる、救助や消火活動の遅延により、さらに多くの死傷者が発生するおそれがあります。



資料) 産山村 (熊本地震デジタルアーカイブ)



資料) 神戸市広報課発行「震災10年～神戸の記録～」

当該リスクシナリオを回避するための施策一覧

	施策 No.	リスクシナリオを回避するための施策	施策分野 (政策目標)							行
			1	2	3	4	5	6	7	
主要	施1	建物等の倒壊・損傷対策の推進						○		
	施2	地域における安全な居場所の確保	○		○		○	○	○	
	施3	自助・共助による地域防災力の向上	○					○		
	施4	移動・通行等の道路機能の確保					○	○		○
	施5	要配慮者等の安全確保					○	○	○	
関連	施6	消防力の充実強化					○	○	○	
	施25	危険物等施設の安全対策の推進						○		○

リスクシナリオを回避するための施策

施策No.1 建物等の倒壊・損傷対策の推進

【脆弱性評価・施策の方向】

日常生活や、事業活動において、建築物やその周辺に滞在している時間は相当に長いことから、建築物等の耐震性を確保し、大地震時に倒壊等を防ぐことで、直接的に市民の生命及び財産を守るとともに、避難路及び避難先や緊急輸送道路を確保し、避難・救助及び消火活動が支障なく行える状況を確認する必要があるため、主に次の取り組みを行います。

- ◆ 一戸建て・マンション等の住宅、避難路沿道の建築物、大規模建築物の耐震化、室内用耐震シェルター等の設置、危険ブロック塀等の撤去に係る周知・啓発や支援を行います。
- ◆ 家具の転倒や散乱によるケガや避難が遅れる等の人的被害を抑制するために家具の転倒防止に係る周知・啓発や、取付支援を行います。
- ◆ 市が管理する公共建築物の耐震化を推進し、災害時に有効に機能する拠点施設や避難施設等を確保します。
- ◆ 大地震時の落下物対策として、屋根瓦、窓ガラス、外壁、袖看板等の落下防止に係る周知・啓発を行います。

施策No.2 地域における安全な居場所の確保

【脆弱性評価・施策の方向】

自然災害発生直後にも安全が確保された複数の居場所が存続し、危険を回避しながら支障が少なく安全な居場所へ移動することができる状況を確認する必要があるため、主に次の取り組みを行います。

- ◆ 子どもたちの学びの場であり、避難所となる学校施設の老朽化対策、防災機能強化、バリアフリー化等を実施します。
- ◆ 茅ヶ崎駅周辺など、交通・商業機能が集積する地区にある道路施設等の計画的な更新、修繕を実施します。
- ◆ 市街地内オープンスペースである公園等の適切な維持管理・老朽化対策、オープンスペースが不足している地域における公園整備等の検討を行います。その他にも、市内のまとまった樹林地である保存樹林の公有地化や、開発行為に係る民有地のみどりの充実等の検討を行います。
- ◆ 管理が行き届かず市街地への悪影響が懸念される「空家等」に対して、発生予防、適切な管理や利活用の促進に係る周知・啓発や相談対応、保安上危険な状態である特定空家等に対する措置を講じます。

施策No.3 自助・共助による地域防災力の向上

【脆弱性評価・施策の方向】

日常生活や事業活動の中で、自然災害が発生すること自体は避けられない事実を理解し、認識しながら地域防災への関心を持ち続け、発災時には自分自身が、さらに関わりのある地域の方等が相互に連携して、正しい知識に基づいて円滑に行動できる状況を確保する必要があるため、主に次の取り組みを行います。

- ◆ 自主防災組織が行う資機材等の整備や地区が主催して実施する防災訓練に係る支援、自主防災組織の活動事例集の作成などを行います。
- ◆ 地域の防災活動の中核を担う「防災リーダー」に対する知識と技術の習得に係る研修会の開催や、新たな防災リーダーの養成を行います。
- ◆ すべての市民が災害時に必要な防災行動を実施することができ、平常時の防災活動を実行しているよう、「防災意識の啓発」と「防災知識の普及」を図ります。
- ◆ 火災危険度の高さや火災予防対策の重要性について周知するとともに、住宅用火災警報器及び住宅用消火器の設置、感震ブレーカーの普及を促進します。
- ◆ 情報のバリアフリーに配慮し、被災想定区域や避難場所、避難経路、防災関連施設の位置などを示す各種ハザードマップの作成・改定を行います。

施策No.4 移動・通行等の道路機能の確保

【脆弱性評価・施策の方向】

自然災害発生時の道路空間は、避難路としてはもちろんのこと、火災等からの一時避難や延焼の抑制、救急救命に係る緊急車両や復旧・復興に係る人や物資等の通行運搬などの多様な機能を有しており、通行に障害がない路線を一本でも多く確保する必要があるため、主に次の取り組みを行います。

- ◆ 被災者の救助・復旧・物流機能の確保や火災の延焼遮断機能等を担うため、都市計画道路や幹線市道等の整備を進めます。
- ◆ 避難路としての機能確保を図るため、橋りょう等の長寿命化や幹線道路の維持保全、電線類地中化、バリアフリー化等を進めます。
- ◆ 緊急車両の通行確保等のため、狭あい道路の解消を図ります。
- ◆ 緊急輸送道路等に設置している公共下水道のマンホールが、強い地震等の揺れによる液状化発生時に浮上することがないように、対策を講じます。
- ◆ 公共下水道の管路のうち、緊急輸送道路内に布設しているもの、避難所や病院等の「防災拠点」から排水を受けて処理施設へ向かうルートを優先して耐震化を進めます。
- ◆ 局所的に地盤沈下が起きた際に、避難路となる道路の液状化などが想定されるため、平常時から沈下の状況把握に努め、迅速な復旧に資する基礎的な情報の整備を推進します。

- ◆ 避難路沿道の建築物の耐震化に係る周知・啓発や支援を行います。
- ◆ 被災により通行路が損傷した場合等においても、継続して利用可能な交通手段として自転車等の利用促進を行います。
- ◆ 鉄道は、駅舎のバリアフリー化をはじめ、中長距離輸送・移動の手段の確保として輸送力の増強、速達性の向上となるよう関係者と調整を進めます。
- ◆ マイカー以外の移動手段への転換を図ることにより、発災直後に放置車両によって緊急車両が通行できなくなるリスクを低減します。

施策No.5 要配慮者等の安全確保

【脆弱性評価・施策の方向】

自然災害発生時には、誰一人取り残すことなく生命・財産が守られることが基本となり、避難や避難生活に支援が必要な方も的確な行動がとれる状況を確保するため、主に次の取り組みを行います。

- ◆ 情報のバリアフリーに配慮し、各種避難標識やハザードマップ等は、図記号（ピクトグラム）表記や英語併記など、広く、わかりやすく防災情報が伝わるように提供方法を工夫します。
- ◆ 真に避難支援が必要な方の把握、個々の避難行動シート作成等を含む「個別避難計画」の作成と検証を通じて事例とノウハウを蓄積し、支援の展開を図ります。
- ◆ 本人同意が得られた「避難行動要支援者名簿」を平常時から避難支援等関係者に提供するとともに、制度の周知啓発や研修会実施などにより、自助・共助・公助の仕組みづくりを進めます。
- ◆ 要配慮者のための福祉避難所の設置調整の推進を図るとともに、必要な防災用備蓄資機材等の整備に努めます。
- ◆ 避難所においては、災害時多言語表示シートを活用した外国人への生活情報の提供体制を整備します。
- ◆ 災害時における自動車輸送の協力に関する協定を締結している路線バスの事業者と協力して要配慮者の避難所への輸送を行います。

リスクシナリオ 1-2

密集市街地や不特定多数が集まる施設における大規模火災による多数の死傷者の発生

市街地で大規模な延焼火災が発生すると、人命や人々の財産に大きな影響が及びます。本市は、木造家屋が密集し、道幅の狭い道路が多いため、1件の火災から延焼し、大規模な火災に発展する危険性が高い都市構造です。このような延焼被害が起きた場合、運命を共にする建築群のことを「クラスター（延焼運命共同体）」という言葉で表します。本市のJR東海道本線より南側のクラスターは県内最大規模であり、大きいものでは1万棟以上が焼失するという測定結果があります。

新潟県糸魚川市（平成27年12月）



兵庫県明石市大蔵市場（平成28年10月）



資料）NHK ホームページ（そなえる防災）

当該リスクシナリオを回避するための施策一覧

	No.	リスクシナリオを回避するための施策	施策分野（政策目標）							
			1	2	3	4	5	6	7	行
主要	施3	自助・共助による地域防災力の向上	○					○		
	施4	移動・通行等の道路機能の確保					○	○		○
	施6	消防力の充実強化					○	○	○	
	施7	建物の出火防止・不燃化	○		○	○	○	○	○	○
関連	施1	建物等の倒壊・損傷対策の推進						○		
	施2	地域における安全な居場所の確保	○		○		○	○	○	
	施5	要配慮者等の安全確保					○	○	○	
	施12	災害時医療救護体制の確保						○		
	施25	危険物等施設の安全対策の推進						○		○

リスクシナリオを回避するための施策

施策No.3 自助・共助による地域防災力の向上（再掲）

【脆弱性評価・施策の方向】

日常生活や事業活動の中で、自然災害が発生すること自体は避けられない事実を理解し、認識しながら地域防災への関心を持ち続け、発災時には自分自身が、さらに関わりのある地域の方等が相互に連携して、正しい知識に基づいて円滑に行動できる状況を確保する必要があるため、主に次の取り組みを行います。

- ◆ 自主防災組織が行う資機材等の整備や地区が主催して実施する防災訓練に係る支援、自主防災組織の活動事例集の作成などを行います。
- ◆ 地域の防災活動の中核を担う「防災リーダー」に対する知識と技術の習得に係る研修会の開催や、新たな防災リーダーの養成を行います。
- ◆ すべての市民が災害時に必要な防災行動を実施することができ、平常時の防災活動を実行しているよう、「防災意識の啓発」と「防災知識の普及」を図ります。
- ◆ 火災危険度の高さや火災予防対策の重要性について周知するとともに、住宅用火災警報器及び住宅用消火器の設置、感震ブレーカーの普及を促進します。
- ◆ 情報のバリアフリーに配慮し、被災想定区域や避難場所、避難経路、防災関連施設の位置などを示す各種ハザードマップの作成・改定を行います。

施策No.4 移動・通行等の道路機能の確保（再掲）

【脆弱性評価・施策の方向】

自然災害発生時の道路空間は、避難路としてはもちろんのこと、火災等からの一時避難や延焼の抑制、救急救命に係る緊急車両や復旧・復興に係る人や物資等の通行運搬などの多様な機能を有しており、通行に障害がない路線を一本でも多く確保する必要があるため、主に次の取り組みを行います。

- ◆ 被災者の救助・復旧・物流機能の確保や火災の延焼遮断機能等を担うため、都市計画道路や幹線市道等の整備を進めます。
- ◆ 避難路としての機能確保を図るため、橋りょう等の長寿命化や幹線道路の維持保全、電線類地中化、バリアフリー化等を進めます。
- ◆ 緊急車両の通行確保等のため、狭あい道路の解消を図ります。
- ◆ 緊急輸送道路等に設置している公共下水道のマンホールが、強い地震等の揺れによる液状化発生時に浮上することがないように、対策を講じます。
- ◆ 公共下水道の管路のうち、緊急輸送道路内に布設しているもの、避難所や病院等の「防災拠点」から排水を受けて処理施設へ向かうルートを優先して耐震化を進めます。局所的に地盤沈下が発生した際に、避難路となる道路の液状化などが想定されるため、平常時から沈下の状況把握に努め、

迅速な復旧に資する基礎的な情報の整備を推進します。

- ◆ 避難路沿道の建築物の耐震化に係る周知・啓発や支援を行います。
- ◆ 被災により通行路が損傷した場合等においても、継続して利用可能な交通手段として自転車等の利用促進を行います。
- ◆ 鉄道は、駅舎のバリアフリー化をはじめ、中長距離輸送・移動の手段の確保として輸送力の増強、速達性の向上となるよう関係者と調整を進めます。
- ◆ マイカー以外の移動手段への転換を図ることにより、発災直後に放置車両によって緊急車両が通行できなくなるリスクを低減します。

施策No.6 消防力の充実強化

【脆弱性評価・施策の方向】

あらゆる自然災害の発生直後から被災者の救助、医療施設への輸送、火災や危険物流出等の抑止や鎮圧に関わる消防力が維持・機能している状況を確保する必要があるため、主に次の取り組みを行います。

- ◆ 大規模災害時における、緊急消防援助隊や県消防広域応援隊の受援体制や消防対策本部の強化等、消防体制の整備を実施します。
- ◆ 消防署本署等の消防関連施設の機能維持に必要な整備・維持管理を計画的に行います。
- ◆ 救急隊員育成、消防訓練の実施、消防車両や資機材の計画的な整備を推進し、消防・救急体制の強化を図ります。
- ◆ 地域防災の中核を担う消防団の活動技術向上のため、活動環境整備としての装備品の見直しや、実践的な訓練研修等を行います。
- ◆ 消防水利（消火栓及び防火水槽）を常時使用できるよう、適切な維持管理を行います。

施策No.7 建物の出火防止・不燃化

【脆弱性評価・施策の方向】

建物火災は発生時の乾燥や風向・風速などの気候状況によって延焼範囲の拡大が懸念されるものであり、そもそもの出火原因を断ち、延焼を抑止できる状況を確保する必要があるため、主に次の取り組みを行います。

- ◆ 火災予防に関する様々な広報・啓発活動を通じて、住宅用火災警報器の設置・維持管理等の住宅防火対策を推進します。
- ◆ 事業所等に対して査察を行い、火災予防及び発災時の被害軽減を図ります。
- ◆ 都市計画法の防火地域・準防火地域による建築物の不燃化促進に加え、防災上重要な避難地や経路における不燃化や延焼拡大防止に寄与する対策を検討します。
- ◆ 火災発生時の延焼を阻止する機能が期待される、樹林や樹木などの市内のみどりの充実化を図ります。

リスクシナリオ 1-3

大規模津波等による多数の死傷者の発生

平成 23 年の東日本大震災では、大津波警報が発令、地震津波が沿岸部で広く発生して壊滅的な被害が発生しました。

津波が襲来すると、逃げ遅れ等による多数の死傷者・行方不明者が発生するおそれがあります。海岸近くにある建物は倒壊し、その後の引き波によって、飲み込まれた人々、倒壊した建物、自動車、船が海に流されてしまいます。また、海岸に押し寄せた津波が川をさかのぼって内陸部に到達することで、海拔の低い土地の浸水も予想されます。

本市は、海岸や相模川沿いの一定の範囲で、地震等の発生により津波が到達するおそれがあります。津波の高さや到達時間については、地震のタイプと場所により異なりますが、最短で5分後に津波が到達することや、第二波以降で最大約8mの津波が到達することもあると予測されています。

当該リスクシナリオを回避するための施策一覧

	No.	リスクシナリオを回避するための施策	施策分野（政策目標）							
			1	2	3	4	5	6	7	行
主要	施 8	津波への意識・対応力の向上					○	○	○	
関連	施 1	建物等の倒壊・損傷対策の推進						○		
	施 2	地域における安全な居場所の確保	○		○		○	○	○	
	施 3	自助・共助による地域防災力の向上	○					○		
	施 4	移動・通行等の道路機能の確保					○	○		○
	施 5	要配慮者等の安全確保					○	○	○	
	施 6	消防力の充実強化					○	○	○	
	施 12	災害時医療救護体制の確保						○		
	施 15	関係機関等との連携による防災訓練の実施			○			○		
	施 17	災害情報の収集・伝達・発信体制の整備		○			○	○	○	

施策No.8 津波への意識・対応力の向上

【脆弱性評価・施策の方向】

津波の速度は速く、目視してからでは到底回避できないものであり、日ごろから津波防災に関する意識を保ち、津波発生時には迅速な避難行動へ結びつけられる状況を確認する必要があるため、主に次の取り組みを行います。

- ◆ 津波一時退避場所を示すプレートや現在地点の標高を示す津波ハザードステッカー（標高表示ステッカー）、標高表示プレート等の整備に努めます。
- ◆ 津波からの一時的な退避場所を確保するため、市内の中高層建物の所有者等との協定締結を進めるとともに、必要な防災用備蓄資機材等の整備に努めます。
- ◆ 津波浸水想定区域や避難場所、避難経路、防災関連施設の位置などを示す津波ハザードマップの作成・改定を行います。



資料) 内閣府ホームページ (防災情報のページ 特集 東日本大震災)



リスクシナリオ 1-4

大規模な風水害（河川の氾濫、市街地の大規模浸水等）

・火山噴火・土砂災害等による多数の死傷者の発生

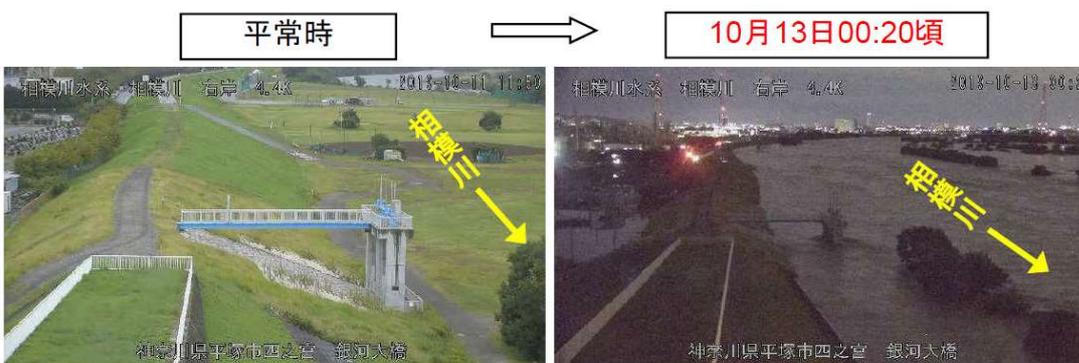
台風や豪雨等による水害・土砂災害が日本各地で発生しており、気候変動の影響により激甚化、頻発化しています。本市においても一級河川相模川をはじめとする河川の氾濫や土砂災害などが起こり得て、建物等の財産への被害や死傷者が発生するおそれもあります。水路や管路を経て市街地から河川や海域に排水することが可能な能力を超える強い降雨の場合には、地盤の低い場所での道路冠水や床上・床下浸水等につながり、複数地区で大規模な浸水被害（内水）が発生した経験も有しています。

また、相模湾に面して位置する本市は高潮被害の予測があるほか、火山災害も関係して火山灰の堆積による移動への支障、木造家屋への被害等が想定されています。

相模川の様子 台風19号（令和元年10月11日～13日）



相模川:右岸 2.0k付近 馬入排水樋管(平塚市馬入地先)



相模川:右岸 4.4k付近 湘南銀河大橋(平塚市四之宮地先)

資料) 国土交通省 関東地方整備局 京浜河川事務所

当該リスクシナリオを回避するための施策一覧

	No.	リスクシナリオを回避するための施策	施策分野（政策目標）							
			1	2	3	4	5	6	7	行
主要	施 9	浸水対策の推進					○	○	○	○
	施 10	火山災害対策の推進	○		○	○		○		
	施 11	土砂災害対策の推進			○			○		
関連	2	地域における安全な居場所の確保	○		○		○	○	○	
	3	自助・共助による地域防災力の向上	○					○		
	5	要配慮者等の安全確保					○	○	○	
	12	災害時医療救護体制の確保						○		
	17	災害情報の収集・伝達・発信体制の整備		○			○	○	○	

リスクシナリオを回避するための施策

施策No.9 浸水対策の推進

【脆弱性評価・施策の方向】

強雨時において、道路冠水、宅地や農地等への浸水の発生を回避し、発生した場合には浸水深を抑え、浸水継続時間を短縮できる状況を確保する必要があるため、主に次の取り組みを行います。

- ◆ 市街地への降水を速やかに排除することを目的に、市街化区域では公共下水道事業計画に基づく雨水施設の整備を着実に推進します。合わせて、市街化区域内外を問わず、浸水実績がある地区の雨水対策を検討し、浸水の軽減に取り組みます。
- ◆ 公共下水道施設は、維持管理や長寿命化に関する計画に基づいて適切な点検・調査を実施し、必要な管路やポンプ場等の改築・更新を行います。
- ◆ ソフト面での雨水流出抑制対策の有効性や重要性について市民への周知、啓発活動を行い、雨水の宅地内浸透処理や雨水貯留などを促進します。
- ◆ 道路冠水を防ぐため、道路側溝や道路集水桝、下水道に流入、堆積した土砂を浚渫するなど、道路や下水道の排水機能の維持に努めます。
- ◆ 個々の住宅等への雨水流入対策のため、土のうの配布を行います。

施策No.10_火山災害対策の推進

【脆弱性評価・施策の方向】

県内に被害を及ぼす可能性がある火山には、富士山と箱根山があります。火山灰を吸い込むことによる呼吸器への影響や、灰が眼に入ることによって炎症等を引き起こすことがあり、発災時に適切に対処ができる状況を確認する必要があるため、主に次の取り組みを行います。

- ◆ 火山災害に伴う降灰等が経済活動、市民生活等におよぼす支障を軽減するための防災対策を、国、県及び防災関係機関等と連携して検討します。
- ◆ 火山災害について、市民の正しい理解が進むよう、火山活動等に関する情報の提供、普及啓発に努めます。

施策No.11_土砂災害対策の推進

【脆弱性評価・施策の方向】

土砂災害は、大雨や地震などが引き金となって発生し、尊い命や財産が脅かされる災害であり、その危険性が的確に認識され、有効な予防対策などが講じられている状況を確認する必要があるため、主に次の取り組みを行います。

- ◆ 土砂災害警戒区域等の指定について、県と連携し取り組むとともに、避難情報の発令基準及び発令対象区域の設定等の避難対策を進めます。
- ◆ 土砂災害特別警戒区域における開発行為の制限及び建築物の構造規制を行います。
- ◆ 土砂災害警戒区域等や避難場所、避難経路、防災関連施設の位置などを示す土砂災害ハザードマップの作成・改定を行います。

リスクシナリオ 2-1

救助・救急、医療活動等の難航

生死を分けるタイムリミットは被災後 72 時間（3 日）といわれており、災害発生直後から多くの現場で救助や医療が求められます。しかし、医療施設自体の被災や、ライフライン機能支障・医療従事者の死傷、参集困難等による医療機能の低下、物資・医療搬送等に必要道路の閉塞などにより、救助・医療活動に限界が生じるおそれがあります。



資料) 茅ヶ崎市ホームページ

当該リスクシナリオを回避するための施策一覧

	No.	リスクシナリオを回避するための施策	施策分野（政策目標）							行
			1	2	3	4	5	6	7	
主要	施 1	建物等の倒壊・損傷対策の推進						○		
	施 4	移動・通行等の道路機能の確保					○	○		○
	施 6	消防力の充実強化					○	○	○	
	施 12	災害時医療救護体制の確保						○		
	施 13	帰宅困難者対策の推進						○	○	
関連	施 5	要配慮者等の安全確保					○	○	○	
	施 20	飲料水、食料及び生活必需物資等の確保						○		○

リスクシナリオを回避するための施策

施策No.1 建物等の倒壊・損傷対策の推進 (再掲)

【脆弱性評価・施策の方向】

日常生活、事業活動において、何かしらの建築物の内部やその周辺に滞在している時間は相当に長く、自宅から店舗、事業場、鉄道駅までのさまざまな建築物が、発災時にそれ自体が存続でき、避難の妨げになることなく、さらには避難先ともなり得る状況、建築物内の財産・保有物が保全される状況を確保する必要があるため、主に次の取り組みを行います。

- ◆一戸建て・マンション等の住宅、避難路沿道の建築物、大規模建築物の耐震化、室内用耐震シェルター等の設置、危険ブロック塀等の撤去に係る周知・啓発や支援を行います。
- ◆家具の転倒や散乱によるケガや避難が遅れる等の人的被害を抑制するために家具の転倒防止に係る周知・啓発や、取付支援を行います。
- ◆市が管理する公共建築物の耐震化を推進し、災害時に有効に機能する拠点施設や避難施設等を確保します。
- ◆大地震時の落下物対策として、屋根瓦、窓ガラス、外壁、袖看板等の落下防止に係る周知・啓発を行います。

施策No.4 移動・通行等の道路機能の確保 (再掲)

【脆弱性評価・施策の方向】

自然災害発生時の道路空間は、避難路としてはもちろんのこと、火災等からの一時避難や延焼の抑制、救急救命に係る緊急車両や復旧・復興に係る人や物資等の通行運搬などの多様な機能を有しており、通行に障害がない路線を一本でも多く確保する必要があるため、主に次の取り組みを行います。

- ◆被災者の救助・復旧・物流機能の確保や火災の延焼遮断機能等を担うため、都市計画道路や幹線市道等の整備を進めます。
- ◆避難路としての機能確保を図るため、橋りょう等の長寿命化や幹線道路の維持保全、電線類地中化、バリアフリー化等を進めます。
- ◆緊急車両の通行確保等のため、狭あい道路の解消を図ります。
- ◆緊急輸送道路等に設置している公共下水道のマンホールが、強い地震等の揺れによる液状化発生時に浮上することがないように、対策を講じます。
- ◆公共下水道の管路のうち、緊急輸送道路内に布設しているもの、避難所や病院等の「防災拠点」から排水を受けて処理施設へ向かうルートを優先して耐震化を進めます。
- ◆局所的に地盤沈下が起きた際に、避難路となる道路の液状化などが想定されるため、平常時から沈

下の状況把握に努め、迅速な復旧に資する基礎的な情報の整備を推進します。

- ◆避難路沿道の建築物の耐震化に係る周知・啓発や支援を行います。
- ◆被災により通行路が損傷した場合等においても、継続して利用可能な交通手段として自転車等の利用促進を行います。
- ◆鉄道は、駅舎のバリアフリー化をはじめ、中長距離輸送・移動の手段の確保として輸送力の増強、速達性の向上となるよう関係者と調整を進めます。
- ◆マイカー以外の移動手段への転換を図ることにより、発災直後に放置車両によって緊急車両が通行できなくなるリスクを低減します。

施策No.6 消防力の充実強化（再掲）

【脆弱性評価・施策の方向】

あらゆる自然災害の発生直後から被災者の救助、医療施設への輸送、火災や危険物流出等の抑止や鎮圧に関わる消防力が維持・機能している状況を確保する必要があるため、主に次の取り組みを行います。

- ◆大規模災害時における、緊急消防援助隊や県消防広域応援隊の受援体制や消防対策本部の強化等、消防体制の整備を実施します。
- ◆消防署本署等の消防関連施設の機能維持に必要な整備・維持管理を計画的に行います。
- ◆救急隊員育成、消防訓練の実施、消防車両や資機材の計画的な整備を推進し、消防・救急体制の強化を図ります。
- ◆地域防災の中核を担う消防団の活動技術向上のため、活動環境整備としての装備品の見直しや、実践的な訓練研修等を行います。
- ◆消防水利（消火栓及び防火水槽）を常時使用できるように、適切な維持管理を行います。

施策No.12 災害時医療救護体制の確保

【脆弱性評価・施策の方向】

自然災害発生時には安全な居場所で一人ひとりが身を守る行動をとって負傷しないことが最も重要ですが、負傷者が出てしまう想定の中で、可能な限り早期に治療を受けられ、また、療養中の患者への医療が滞らない状況を確保するため、主に次の取り組みを行います。

- ◆市立病院は、災害拠点病院として地域医療の中核的な役割を果たすため、DMAT[※]の受援体制や後方医療機関との連携等の体制整備を行うとともに、平常時よりその他の医療機関等と連携を図ります。
※DMAT (Disaster Medical Assistance Team) …大規模な災害が発生したときに、被災地へ迅速に駆けつけ、救急治療を行うための専門的な訓練を受けた災害派遣医療チーム
- ◆医療救護活動を行う拠点である「医療救護所」を、災害の状況に応じて必要な場所に開設するため、医療関係団体等と協力し医療救護隊として派遣する人員を調整します。

- ◆「医療救護所」で手当てを受けた傷病者のうち、医療機関への搬送が必要となる重傷病者の対応について、後方医療機関と調整します。
- ◆医療救護隊が使用する医薬品及び医療用資機材等は、備蓄品の整備、薬品会社等により確保します。
- ◆迅速に助産活動を行うため、「神奈川県周産期救急医療システム」の運用のもと、ハイリスクの妊産婦や新生児に対応できるよう市立病院や東海大学医学部付属病院への受入体制の確保等、周産期医療体制を整備します。また、市内の医療機関や助産所等と連携し、助産活動体制を整備します。さらに、妊産婦に対して災害に対する備えや防災訓練への参加など、防災意識の普及・啓発を図ります。
- ◆迅速かつ円滑に医療救護活動や保健活動を行えるよう「災害時保健師活動マニュアル」を作成し、医療関係団体等と連携し、活動体制を整備します。
- ◆災害時に速やかに医療救護活動に関する情報共有や調整等が図れるよう、茅ヶ崎市・寒川町災害医療対策会議を開催するとともに、平時から意見交換、情報共有等を平常時から行い、必要な訓練等を企画、実施します。また、県保健医療調整本部との連絡体制を強化します。

施策No.13 帰宅困難者対策の推進

【脆弱性評価・施策の方向】

大規模地震の発生により、首都圏のほとんどの鉄道は運行停止を余儀なくされ、歩道上は徒歩での帰宅を試みる人々で溢れかえることが懸念されます。人の集中に伴う、集団転倒の危険性や、救助活動の遅延が発生する状況を回避する必要があるため、主に次の取り組みを行います。

- ◆災害応急対策活動を迅速に行うため、発災後に「むやみに移動を開始しない」という基本原則を市民・事業者等に周知し、一斉帰宅の抑制を徹底します。
- ◆一時滞在施設の確保に努めるとともに、開設基準や運営マニュアルの作成、支援物資等の計画的な備蓄を進めます。また、一時滞在施設に女性が安心して滞在できるルール・体制整備を図ります。

リスクシナリオ 2-2

被災地における疫病・感染症等の大規模発生

断水の発生や汚水処理施設等の損壊、災害ごみの処理不全などによって市街地全体的に生活・衛生環境が悪化すると、食中毒の発生やノロウイルスといった感染性胃腸炎の流行、風邪やインフルエンザなどの感染拡大が懸念されます。避難所では、同じ空間に多くの人が集まって生活することから、リスクが高い状況となります。

感染症のまん延は、災害に関連する人的被害（災害関連死など）の拡大につながり、また、避難所生活から来る疲労、睡眠不足、ストレス等による体力の低下、罹病・病状の悪化等が起こるおそれもあります。



資料) 内閣府（避難所における新型コロナウイルス感染症対策等の取組事例集）



資料) 岡崎市ホームページ（おかげぎPHOTOニュース）

当該リスクシナリオを回避するための施策一覧

	No.	リスクシナリオを回避するための施策	施策分野（政策目標）							
			1	2	3	4	5	6	7	行
主要	施 14	衛生環境の悪化防止					○	○		
関連	施 5	要配慮者等の安全確保					○	○	○	
	施 6	消防力の充実強化					○	○	○	
	施 21	汚水処理機能の確保	○				○			
	施 27	住宅再建体制の構築					○	○	○	

施策No.14 衛生環境の悪化防止

【脆弱性評価・施策の方向】

市街地の衛生環境は、発災直後に激変し、一定の期間、避難所や避難先での生活、事業活動の停滞など、平常時とは大幅にかけ離れた状況が避けられない中で、できる限りストレスを軽減した生活環境を確保する必要があるため、主に次の取り組みを行います。

- ◆清掃、し尿処理、生活ごみの収集処理等について、被災時の対応体制を整備します。
- ◆避難所となる小中学校の校舎棟及び屋内運動場のトイレ改修、エアコン新設・改修を推進します。
- ◆食品及び飲料水の衛生管理、手指の消毒等の生活衛生に係る広報準備を行います。また、健康相談やエコノミークラス症候群等への対応の周知、入浴可能な公衆浴場や理容所・美容所の営業状況の把握及び情報提供など、避難生活の質を向上させるための体制を維持します。
- ◆男女のニーズの違い等、男女共同参画の視点に配慮した避難所運営マニュアルの策定・改定を行います。
- ◆被災者の「心の傷」をケアするために必要な措置、また、災害救援スタッフのメンタルヘルスの維持に必要な仕組みを構築します。
- ◆感染症まん延を防止するため、当該感染症患者の特定感染症指定医療機関若しくは第一種感染症指定医療機関への入院などの対応体制を構築します。
- ◆臨時の予防接種を実施する場合は、ワクチンの確保や接種体制の確立等を迅速に行い、時機を失しないように措置できる仕組みを構築します。
- ◆ペットの動物救護、所有者不明動物の情報提供等に関する体制を維持します。
- ◆遺体の取扱いについて適切な対応を取るため、棺の調達、遺体の搬送の手配、遺体の保存のために必要な物資の調達等に関する体制を維持します。

リスクシナリオ 3-1

被災による地方行政機関の職員・施設等の大幅な機能低下

災害発生時、本市は市民・市内事業者にもっとも近い行政機関として、災害対応・被災者支援に携わる重要な役割を担うこととなります。その拠点となる市役所・消防署等の市が管理する建築物の倒壊や、職員が被災することにより、災害応急対策活動や災害復旧活動に支障をきたすおそれがあり、復興に向けた取り組みの遅れも想定されます。



資料) 神戸市ホームページ (阪神・淡路大震災「1.17の記録」)



資料) 神戸市広報課発行「震災10年～神戸の記録～」

当該リスクシナリオを回避するための施策一覧

	No.	リスクシナリオを回避するための施策	施策分野 (政策目標)							行
			1	2	3	4	5	6	7	
主要	施 15	関係機関等との連携による防災訓練の実施			○			○		
	施 16	相互応援体制の構築・受援体制の整備					○	○		○
関連	施 1	建物等の倒壊・損傷対策の推進						○		
	施 6	消防力の充実強化					○	○	○	
	施 17	災害情報の収集・伝達・発信体制の整備		○			○	○	○	
	施 20	飲料水、食料及び生活必需品の確保						○		○

施策No.15 関係機関等との連携による防災訓練の実施

【脆弱性評価・施策の方向】

市民・市内事業者に最も近い行政機関である「本市」が、国や県などの行政機関、防災上関連する業界団体等と円滑に連携して、災害応急対策や復旧復興対策の主体として役割を果たし、重要な通常業務を継続して実施できる状況を確認する必要があるため、主に次の取り組みを行います。

- ◆各種の災害情報の受伝達、被害状況の把握及び応急対策活動の指令を迅速かつ適切に行えるよう、通信訓練及び情報受伝達訓練を実施します。
- ◆警戒宣言発令時及び災害発生時の本部の設置、職員の動員配備、本部会議の招集等、本部の運営を適切に行うため、地震警戒本部及び災害対策本部運営訓練（図上訓練）を実施します。
- ◆災害に係る情報の集約・分析、災害対策本部活動の活動方針の策定等、統括調整部が本部員会議の意思決定機能を適切に補佐できるよう、図上訓練等を実施します。
- ◆災害時の参集経路の確認や緊急参集体制の検証、職員の参集意識の向上を図るため、職員参集訓練を実施します。
- ◆非常時優先業務を効率的に実施するための体制を検証し、初動体制の強化を図るため、職員安否確認等訓練を実施します。
- ◆地区防災拠点等に配備する職員をあらかじめ任命し、市の災害リスクや配備職員の役割等にかかる研修、資機材取扱い訓練等を実施します。
- ◆防火管理者を有する全ての施設において、防火管理上必要な消防計画等に定める消防訓練を実施します。
- ◆保育園、幼稚園、学校等は、園児、児童、生徒の安全確保を図るため、災害時を想定した実践的な避難訓練を実施します。また、保護者との連絡体制を確立させるため、園児、児童、生徒の保護者による引き取り訓練等を実施します。
- ◆津波対策として、海水浴客を対象とした津波注意報等の情報伝達訓練や避難誘導訓練を実施します。
- ◆防災関係機関、茅ヶ崎警察署、歯科医師会、葬祭業者等と協力して、大規模災害発生時における多数遺体取扱訓練を実施します。
- ◆防災関係機関は、災害発生時の被害を防止し、又は軽減するため、ライフライン関係施設の応急復旧訓練を実施します。
- ◆各種訓練の実施において、要配慮者や男女共同参画の視点に十分配慮した取り組みとなるよう、訓練の実施内容等の工夫に努め、災害をイメージし実践的な訓練を実施します。

施策No.16_相互応援体制の構築・受援体制の整備

【脆弱性評価・施策の方向】

市職員の被災も想定される中、本市は災害応急対策や復旧復興対策の主体として発災直後から迅速に対応する必要がありますが、本市のみでは十分な対応が困難となる状況において他の地方公共団体からの支援に対して効果的に受援できる状況を確認する必要があるため、主に次の取り組みを行います。

- ◆他の地方公共団体からの物資の提供、人員の派遣、廃棄物処理等、相互に連携・協力し、速やかに災害対応を実施できるよう、近隣及び県外の市町村との協定の拡充に努め、その体制整備を図ります。
- ◆活動拠点の確保や物資の供給、応急対策活動等のさまざまな協力を円滑に受けるため、企業や業界団体等の特性を生かした協定の拡充を図るとともに、訓練等を通じて、発災時の連絡先、要請手続き等の確認を行い、実効性を高めます。
- ◆円滑に他自治体や広域応援部隊等からの応援を受けることができるよう、応援を要する業務、応援要請の方法・手順、応援職員等の受入れに係る調整体制、活動拠点、移動手段、必要な資機材等をまとめるとともに、訓練等でその内容を検証して実効性のある受援体制の整備を進めます。

リスクシナリオ 4-1

災害時に活用する情報サービスが機能停止し、
情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態

情報通信網は、災害時の被災者への情報提供の手段として非常に重要な役割を担います。しかし、地震動、津波や浸水の影響による電力供給施設の被害、情報機器の損壊などにより、情報通信が機能できない状況下では、市からの災害情報、その他のメディアからの重要な情報が伝わらなくなり、市民の適切な避難行動に支障となります。

特に119番通報など消防業務の情報伝達の異常・遅延は、救助・支援活動の遅延にもつながり、人的被害の拡大につながります。

当該リスクシナリオを回避するための施策一覧

	No.	リスクシナリオを回避するための施策	施策分野（政策目標）							行
			1	2	3	4	5	6	7	
主要	施 17	災害情報の収集・伝達・発信体制の整備		○			○	○	○	
関連	施 5	要配慮者等の安全確保					○	○	○	
	施 6	消防力の充実強化					○	○	○	

リスクシナリオを回避するための施策

施策No.17 災害情報の収集・伝達・発信体制の整備

【脆弱性評価・施策の方向】

自然災害発生時の正確かつ迅速な情報収集・取得・伝達・発信は、被害の拡大抑制に大きく関わります。一人ひとりが素早く、適切な避難行動をとることができ、救急救命や応急復旧などに関わる各主体が、迅速かつ円滑に活動できる状況を確保する必要があるため、主に次の取り組みを行います。

- ◆災害情報を広く確実に伝達するため、手段の多様化・多重化に取り組みます。
- ◆防災行政用無線、戸別受信機、メール配信サービス等の屋内で受信可能なプッシュ型、また、市ホームページ、テレビのデータ放送等の必要な情報を取りに行くプル型を組み合わせ、情報伝達手段の充実を図ります。
- ◆避難情報の発令の参考とするため、気象庁が発表する気象情報及び河川や海岸の状況等、災害情報の的確な収集体制の構築に努めます。
- ◆河川及び海岸を監視するカメラ及び水位計の適正な管理に努め、避難に資する情報として平常時より市民への情報提供に努めます。



現在の位置: [トップページ](#)・防災・緊急情報

!! 防災・緊急情報

Twitter, Facebook icons

注意報・警報等

- 気象情報・注意報
- 地震注意情報

地震・津波情報

- 地震情報
- 津波情報

水位情報・ライブカメラ

緊急情報

【重要なお知らせ】

- 台風や大雨に備えて【台風がくる前日に確認】
- 防災行政用無線の運用について

防災行政用無線放送内容

- 防災行政用無線の放送内容

避難情報

最新の天気予報

- ピンポイント予報
- 茅ヶ崎市・寒川町南端情報

防災情報の入手方法

- 防災行政用無線
- 緊急連絡（エリア）メール
- メール配信サービス



資料) 茅ヶ崎市ホームページ、YouTube【茅ヶ崎市公式】ハーモニアスちがさき放送局：茅ヶ崎市・寒川町消防指令センター緊急通報システム NET119、茅ヶ崎市防災リーダー教本

リスクシナリオ 5-1

緊急輸送道路網の分断等、
基幹的陸上交通ネットワークの機能停止と産業生産力の低下

建築物や電柱の倒壊、陥没などにより、防災拠点と被災地を結ぶ緊急輸送道路や、鉄道等の基幹的陸上交通ネットワークが分断されて輸送力が低下すれば、復旧や被災支援に関係する人、物資、機材が届かず、被害規模の拡大につながります。また、道路の被害が大きく、輸送力が低下した状態が継続してしまうと、復興しようとする事業活動において必要な部品や資材の円滑な調達を妨げるなど、産業生産力の低下・都市機能回復の妨げとなります。

国道45号岩手県宮古市田老地区



被災状況



道路啓開後

出展：国土交通省ホームページ（道路啓開計画ページ）

当該リスクシナリオを回避するための施策一覧

	No.	リスクシナリオを回避するための施策	施策分野（政策目標）							
			1	2	3	4	5	6	7	行
主要	施 18	企業の防災体制の確立			○					
	施 19	漁港の緊急輸送機能の確保			○					
関連	施 4	移動・通行等の道路機能の確保					○	○		○

リスクシナリオを回避するための施策

施策No.18 企業の防災体制の確立

【脆弱性評価・施策の方向】

自然災害時の企業活動の維持や機能の早期回復は、都市機能復興の重要な要素であり、企業が災害に伴う被害を最小化して、活動の存続と復旧を図るための防災体制を確保する必要があるため、主に次の取り組みを行います。

- ◆災害時に企業が事業資産の損害を最小限にとどめつつ、中核となる事業活動の継続・早期復旧が可能となるよう、業務継続計画（BCP）策定や資機材整備・備蓄等に関する周知・啓発を行います。

施策No.19 漁港の緊急輸送機能の確保

【脆弱性評価・施策の方向】

漁港施設については、物資供給等の応急活動の手段の一つであり、津波や高潮等への対応にも留意しながら、緊急時の海上輸送ルートとしての機能を確保する必要があるため、主に次の取り組みを行います。

- ◆災害時の海上輸送に伴う物資受入体制を整えるとともに、協定等により、輸送体制の確立に努めます。
- ◆漁港施設の適切な維持管理を行うとともに、災害時に機能が維持、継続できるよう、漁港内の危険物の除去や応急復旧等に必要な人員、資機材等の確保等の対応体制を構築します。

リスクシナリオ 5-2

食料等の生命に関わる物資やライフラインが適切に供給できない事態

災害が発生し、道路が通行不能となり、物資の輸送が困難な状態となると、食料・飲料水等の物資の不足を招きます。また、上下水道や電気、ガス、通信などのライフラインの供給が停止することで、被災者の避難生活に支障が生じるおそれがあります。



資料) 茅ヶ崎市ホームページ

当該リスクシナリオを回避するための施策一覧

	No.	リスクシナリオを回避するための施策	施策分野 (政策目標)							
			1	2	3	4	5	6	7	行
主要	施 20	飲料水、食料及び生活必需物資等の確保						○		○
	施 21	汚水処理機能の確保	○				○			
	施 22	自立・分散型エネルギーの導入促進					○	○		
	施 23	農地・農業用施設等の保全						○	○	○
関連	施 4	移動・通行等の道路機能の確保					○	○		○
	施 9	浸水対策の推進					○	○	○	○
	施 16	相互応援体制の構築・受援体制の整備					○	○		○

リスクシナリオを回避するための施策

施策No.20 飲料水、食料及び生活必需物資等の確保

【脆弱性評価・施策の方向】

ライフラインの機能停止から復旧までの数日間における、生命活動の維持、避難所や避難先での生活の質の向上、被災者の健康を守れる状況を確保する必要があるため、主に次の取り組みを行います。

- ◆神奈川県企業庁茅ヶ崎水道営業所や協定を締結する民間施設等からの飲料水の調達体制を整備します。また、飲料水の確保対策として設置している100立方メートルの水槽、小中学校等の耐震性プールを適正に維持管理します。
- ◆応急給水用として飲料水袋、給水タンク、ろ過装置等の防災用資機材の整備に努めるとともに、取扱方法の周知に努めます。
- ◆乾燥米飯等の長期保存が可能である食料の備蓄に努めるとともに、災害時の食料や生活必需物資を確保するため、企業等との協定の締結を進めます。
- ◆毛布や仮設トイレ、簡易トイレ、汚物処理セット等の生活必需物資等を備蓄します。
- ◆食料、生活必需物資等の備蓄にあたっては、高齢者、障がい者、女性、乳幼児等のニーズに応じた食料及び生活必需物資等を検討して備蓄を進めます。
- ◆小中学校等に設置している防災備蓄倉庫の適正な維持管理に努めるとともに、老朽化した倉庫の再整備を進めます。
- ◆「自らの身は自ら守る」という自主防災の観点から、市民等に対して、7日分以上の飲料水・食料の備蓄を促進します。

施策No.21 污水处理機能の確保

【脆弱性評価・施策の方向】

汚水が適切に排水、処理されない状況が継続すると、環境衛生の悪化が進み、市街地内の悪臭をはじめ、伝染病の発生にもつながりかねないことから、被災状況に応じて公共下水道使用制限を徹底させ、污水处理施設等の機能継続や早期復旧体制を確立する必要があるため、主に次の取り組みを行います。

- ◆大規模地震発生後に公衆衛生を保全するため、避難所や病院等の防災拠点からの排水を流下させる公共下水道（汚水）管路の機能を確保する地震対策を推進します。同時に、道路地下の公共下水道管路の損傷に伴う交通機能の阻害の未然防止を目的とした対策を実施します。
- ◆公共下水道施設は、維持管理や長寿命化に関する計画に基づいて適切な点検・調査を実施し、必要な管路やポンプ場等の改築・更新を行います。
- ◆神奈川県流域下水道整備事務所等と情報共有を図りつつ綿密な連携を進めます。
- ◆神奈川県が管理する流域下水道の污水处理施設（柳島水再生センター）の耐震化、津波対策等の対策に関して、本市は流域構成自治体として必要な要請及び負担を行います。

施策No.22 自立・分散型エネルギーの導入促進

【脆弱性評価・施策の方向】

発災後の一定の間には大規模な停電や、重機や車輛、建物等に必要な燃料の供給不足が起こり得ることから、エネルギー供給源を多様化し、個人や地区が自立して避難生活を送ることができ、ライフラインの停止に対応できる状況を確保する必要があるため、主に次の取り組みを行います。

- ◆2050年ゼロカーボンシティの実現に向け、災害時に応急活動の拠点となる公共施設等や指定避難所等への太陽光発電、その他の再生可能エネルギー導入を推進します。
- ◆市域の特性に応じた再生可能エネルギーの導入可能性を把握し、効果的な対策を推進するとともに、太陽光発電や蓄電池、電気自動車に関する普及啓発を行います。
- ◆災害時に応急活動の拠点となる公共施設等や指定避難所等への太陽光発電、その他の再生可能エネルギー導入を推進します。
- ◆公用車として、災害時に電源となる電気自動車の導入を推進します。

施策No.23 農地・農業用施設等の保全

【脆弱性評価・施策の方向】

農地は、食料を生産し供給する機能のほか、被害の緩和や状況によっては避難空間となるオープンスペースとしての機能、雨水の貯留や浸透機能などの防災上も重要な機能を有しており、農地や農業用施設のさまざまな機能を維持できる状況を確保する必要があるため、主に次の取り組みを行います。

- ◆災害時に避難地等としても防災上効果的なオープンスペースであり、雨水の貯留や浸透による雨水流出抑制に効果がある農地や緑地の保全に努めます。
- ◆延焼防止や水源の機能を果たす農道や農業水路等の基盤整備、適切な維持管理を行います。
- ◆農業等の業務継続につながる資材の備蓄等に関する周知・啓発を行います。

リスクシナリオ 6-1

地震に伴う市街地の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生

大規模な地震による二次災害として、火災延焼の発生確率が高く、市内各所で同時に火災が発生、拡大して消防が追い付かなくなると、多くの死傷者が発生するおそれがあります。また、地震津波の発生では、地震動に耐えた建物も損傷を受け、建築物の部材や自動車などが入り交ざって流されてしまうと、オイルや可燃性ガスを原因とする火災の発生、危険物質・有害物質の拡散による健康被害の懸念も大きくなります。

大地震と強降雨など、時期を置かずに発災してしまう場合には、個別の災害に対する被害想定が加速度的に大きくなってしまいます。



資料) 神戸市ホームページ (阪神・淡路大震災「1.17の記録」)

当該リスクシナリオを回避するための施策一覧

	No.	リスクシナリオを回避するための施策	施策分野 (政策目標)							行
			1	2	3	4	5	6	7	
主要	施 3	自助・共助による地域防災力の向上	○					○		
	施 4	移動・通行等の道路機能の確保					○	○		○
	施 6	消防力の充実強化					○	○	○	
	施 7	建物の出火防止・不燃化	○		○	○	○	○	○	○
	施 24	応急危険度判定等の体制整備			○			○		
関連	施 1	建物等の倒壊・損傷対策の推進						○		
	施 2	地域における安全な居場所の確保	○		○		○	○	○	
	施 5	要配慮者等の安全確保					○	○	○	
	施 25	危険物等施設の安全対策の推進						○		○

リスクシナリオを回避するための施策

施策No.3 自助・共助による地域防災力の向上（再掲）

【脆弱性評価・施策の方向】

日常生活や事業活動の中で、自然災害が発生すること自体は避けられない事実を理解し、認識しながら地域防災への関心を持ち続け、発災時には自分自身が、さらに関わりのある地域の方等が相互に連携して、正しい知識に基づいて円滑に行動できる状況を確認する必要があるため、主に次の取り組みを行います。

- ◆自主防災組織が行う資機材等の整備や地区が主催して実施する防災訓練に係る支援、自主防災組織の活動事例集の作成などを行います。
- ◆地域の防災活動の中核を担う「防災リーダー」に対する知識と技術の習得に係る研修会の開催や、新たな防災リーダーの養成を行います。
- ◆すべての市民が災害時に必要な防災行動を実施することができ、平常時の防災活動を実行しているよう、「防災意識の啓発」と「防災知識の普及」を図ります。
- ◆火災危険度の高さや火災予防対策の重要性について周知するとともに、住宅用火災警報器及び住宅用消火器の設置、感震ブレーカーの普及を促進します。
- ◆情報のバリアフリーに配慮し、被災想定区域や避難場所、避難経路、防災関連施設の位置などを示す各種ハザードマップの作成・改定を行います。

施策No.4 移動・通行等の道路機能の確保（再掲）

【脆弱性評価・施策の方向】

自然災害発生時の道路空間は、避難路としてはもちろんのこと、火災等からの一時避難や延焼の抑制、救急救命に係る緊急車両や復旧・復興に係る人や物資等の通行運搬などの多様な機能を有しており、通行に障害がない路線を一本でも多く確保する必要があるため、主に次の取り組みを行います。

- ◆被災者の救助・復旧・物流機能の確保や火災の延焼遮断機能等を担うため、都市計画道路や幹線市道等の整備を進めます。
- ◆避難路としての機能確保を図るため、橋りょう等の長寿命化や幹線道路の維持保全、電線類地中化、バリアフリー化等を進めます。
- ◆緊急車両の通行確保等のため、狭あい道路の解消を図ります。
- ◆緊急輸送道路等に設置している公共下水道のマンホールが、強い地震等の揺れによる液状化発生時に浮上することがないように、対策を講じます。
- ◆公共下水道の管路のうち、緊急輸送道路内に布設しているもの、避難所や病院等の「防災拠点」から排水を受けて処理施設へ向かうルートを優先して耐震化を進めます。局所的に地盤沈下が起きた際に、避難路となる道路の液状化などが想定されるため、平常時から沈下の状況把握に努め、迅速な復

旧に資する基礎的な情報の整備を推進します。

- ◆避難路沿道の建築物の耐震化に係る周知・啓発や支援を行います。
- ◆被災により通行路が損傷した場合等においても、継続して利用可能な交通手段として自転車等の利用促進を行います。
- ◆鉄道は、駅舎のバリアフリー化をはじめ、中長距離輸送・移動の手段の確保として輸送力の増強、速達性の向上となるよう関係者と調整を進めます。
- ◆マイカー以外の移動手段への転換を図ることにより、発災直後に放置車両によって緊急車両が通行できなくなるリスクを低減します。

施策No.6 消防力の充実強化（再掲）

【脆弱性評価・施策の方向】

あらゆる自然災害の発生直後から被災者の救助、医療施設への輸送、火災や危険物流出等の抑止や鎮圧に関わる消防力が維持・機能している状況を確認する必要があるため、主に次の取り組みを行います。

- ◆大規模災害時における、緊急消防援助隊や県消防広域応援隊の受援体制や消防対策本部の強化等、消防体制の整備を実施します。
- ◆消防署本署等の消防関連施設の機能維持に必要な整備・維持管理を計画的に行います。
- ◆救急隊員育成、消防訓練の実施、消防車両や資機材の計画的な整備を推進し、消防・救急体制の強化を図ります。
- ◆地域防災の中核を担う消防団の活動技術向上のため、活動環境整備としての装備品の見直しや、実践的な訓練研修等を行います。
- ◆消防水利（消火栓及び防火水槽）を常時使用できるように、適切な維持管理を行います。

施策No.7 建物の出火防止・不燃化（再掲）

【脆弱性評価・施策の方向】

建物火災は発生時の乾燥や風向・風速などの気候状況によって延焼範囲の拡大が懸念されるものであり、そもそも出火原因を断ち、延焼を抑止できる状況を確認する必要があるため、主に次の取り組みを行います。

- ◆火災予防に関する様々な広報・啓発活動を通じて、住宅用火災警報器の設置・維持管理等の住宅防火対策を推進します。
- ◆事業所等に対して査察を行い、火災予防及び発災時の被害軽減を図ります。
- ◆都市計画法の防火地域・準防火地域による建築物の不燃化促進に加え、防災上重要な避難地や経路における不燃化や延焼拡大防止に寄与する対策を検討します。
- ◆火災発生時の延焼を阻止する機能が期待される、樹林や樹木などの市内のみどりの充実化を図ります。

施策No.24 応急危険度判定等の体制整備

【脆弱性評価・施策の方向】

発災後の余震等による被災建物の倒壊や、余震や大雨による被災宅地の崩落といった、二次災害の発生による被害拡大を抑止し、被災者が早期に安全な日常生活を確保できる状況を構築する必要があるため、主に次の取り組みを行います。

- ◆震災建築物応急危険度判定士・被災宅地危険度判定士の養成、資機材の確保などを進め、災害発生直後より迅速に応急危険度判定活動ができる体制を整備します。
- ◆ライフライン事業者の災害時における活動体制を把握・共有するとともに、被害状況に応じたライフラインの応急対策が本市の対応と連携が図られる体制整備を進めます。
- ◆二次被害の発生可能性に関する情報の的確な収集体制の構築、得られた災害情報を広く確実に伝達する体制整備を進めます。

リスクシナリオ 6-2

有害物質の大規模拡散・流出

危険物や有害物質を使用・保管している施設が損壊して、大気中あるいは周辺の土壌や河川・沿岸海域への漏出・流出が起これば、健康被害の発生や、土壌・水質汚染等の二次被害につながるおそれがあります。

当該リスクシナリオを回避するための施策一覧

	No.	リスクシナリオを回避するための施策	施策分野（政策目標）							
			1	2	3	4	5	6	7	行
主要	施 25	危険物等施設の安全対策の推進						○		○
関連	施 1	建物等の倒壊・損傷対策の推進						○		
	施 4	移動・通行等の道路機能の確保					○	○		○

リスクシナリオを回避するための施策

施策No.25 危険物等施設の安全対策の推進

【脆弱性評価・施策の方向】

危険物処理施設や有害物質取扱施設等では、発災時において施設内で大規模かつ特殊な被害が発生する可能性、さらに土壌・水質汚染等、被害が拡大する可能性も考えられるため、主に次の取り組みを行います。

- ◆安全対策の推進と保安体制の強化を図り、危険物・有害物質に伴う事故防止啓発活動を実施します。
- ◆危険物等の取扱者及び事業所関係者等に対する安全教育、危険物等施設及び設備の安全管理体制の強化を促すとともに、市民に対する危険物等に関する知識の普及啓発を実施します。
- ◆各種公害法令に基づく事業所立入検査等により有害物質の保管状況の確認・指導を行い、被災による有害物質漏洩に迅速に対応します。

リスクシナリオ 7-1

大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態

災害時には、瓦礫をはじめとする災害廃棄物が大量に発生し、発災直後から撤去や仮置場の設置等、必要な処理が滞ってしまう可能性や、廃棄物処理が被災したために処理が追いつかず、復旧・復興が大幅に遅れる事態となるおそれがあります。

また、災害廃棄物の処理が遅延すると、日常のごみ処理自体にも影響を及ぼし、生活衛生環境の悪化にも繋がる恐れがあります。



資料) 環境省 災害廃棄物対策情報サイト (災害廃棄物処理の進捗状況)

当該リスクシナリオを回避するための施策一覧

	No.	リスクシナリオを回避するための施策	施策分野 (政策目標)							
			1	2	3	4	5	6	7	行
主要	施 26	災害廃棄物の集積・処理体制の構築					○	○	○	
関連	施 16	相互応援体制の構築・受援体制の整備					○	○		○
	施 28	都市等の復興事前準備の推進		○			○			

リスクシナリオを回避するための施策

施策No.26 災害廃棄物の集積・処理体制の整備

【脆弱性評価・施策の方向】

大量の災害廃棄物の発生に備えて、一時的な保管・集積・運搬、処理等の応急的な対策や、本格的な復旧や復興対策を円滑に実施できる体制を確保する必要があるため、主に次の取り組みを行います。

- ◆ 県、他市町村、廃棄物関係団体と連携し、災害時の各種応急対策活動を実施するため障害となる災害廃棄物等の除去方法等について、相互協力体制の構築を検討します。
- ◆ 災害時においても円滑に廃棄物処理が行えるように、環境事業センターのごみ処理施設については、耐震安全性を確保するとともに設備の強靱化を図り、災害に対して構造的かつ機能的に強固な施設とします。
- ◆ 国の廃棄物対策指針及び県の災害廃棄物処理計画に基づき、茅ヶ崎市地域防災計画との整合を図りながら、必要に応じて茅ヶ崎市災害廃棄物処理計画の見直しを図ります。
- ◆ 応急対策や復旧・復興対策の円滑化のため、平常時から一般廃棄物最終処分量の削減を図り、廃木材及びコンクリートがら等の再利用を含めて、災害廃棄物を適正に処理できる体制を整備します。
- ◆ 災害廃棄物の一時保管場所となる仮置場の配置や運搬、処理、処分方法等、災害時における応急体制を構築します。
- ◆ ごみ処理施設の耐震化、浸水対策及び補修等に必要な資機材の備蓄に努め、収集車両や機器等を常時整備し、緊急出動できる体制の整備に努めます。
- ◆ 廃棄物焼却施設、粗大ごみ処理施設、し尿処理施設、資源物処理施設などの一般廃棄物処理施設の災害時の稼働について、2市1町（本市、藤沢市、寒川町）との連携のもとで対応体制を整備します。

リスクシナリオ 7-2

復興を支える人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足、より良い復興に向けたビジョンの欠如等により復興できなくなる事態

災害発生後から、基幹道路の啓開[※]、避難所の運営、救援物資の配布等の応急対応、管理施設の損傷対策等を行う復旧、その先のより災害に強い市街地や人々の生活、事業者の活動環境を整えていく復興に対して、同時並行的に対応をしていかなければならない状況が生じます。特に長期間にわたって市民や事業者の意向を踏まえながら継続的な取り組みが必要な復興への着手が遅れてしまえば、致命的となり、避難生活が長期化し、まちの再建の見通しが立てられなくなってしまいます。

※緊急車両の通行のため、道路のがれき除去などの最低限の処理を行って救援ルートを開けること



資料) 茅ヶ崎市ホームページ

当該リスクシナリオを回避するための施策一覧

	No.	リスクシナリオを回避するための施策	施策分野（政策目標）							行
			1	2	3	4	5	6	7	
主要	施 27	住宅再建体制の構築					○	○	○	
	施 28	都市等の復興事前準備の推進		○			○			
	施 29	復旧復興に関連する人材の確保						○		
関連	施 16	相互応援体制の構築・受援体制の整備					○	○		○
	施 26	災害廃棄物の集積・処理体制の構築					○	○	○	

施策No.27 住宅再建体制の構築

【脆弱性評価・施策の方向】

応急仮設住宅等の供給を経て、本格的な住宅再建等につなげる長期的な復興活動に向けた一連の体制を確保する必要があるため、主に次の取り組みを行います。

- ◆ 応急仮設住宅等の供給、市営住宅等の空き家の活用等により、当分の間の生活の支援、居住の安全を確保するとともに、市営住宅等への一時入居を行います。
- ◆ 応急仮設住宅を迅速に供給するため、建設候補地選定基準に該当する場所を検討し、県に情報提供するとともに、被災者の住居として利用可能な公営住宅等の把握、入居者選定基準や運営方法に関する県と本市の役割分担と協力関係を明確にします。

施策No.28 都市等の復興事前準備の推進

【脆弱性評価・施策の方向】

平時から災害が発生した際のことを想定し、どのような被害が発生しても対応できるよう、復興に資するソフト的対策を事前に準備し、被災後、早期に的確な復興まちづくりが実現できるよう、主に次の取り組みを行います。

- ◆ 庁内各課が復興事前準備の重要性を認識し、被災後、速やかに復興計画を策定し、計画に基づいた復興事業に着手できるよう、庁内各課が復興に向けて取り組むべき事項を整理した震災復興対策マニュアルを策定します。
- ◆ 発災前から、復興に向けた基本的な考え方を市民・事業者・行政が共有し、復興の進め方や役割を理解することで、迅速かつ着実に復興まちづくりを進めることができるよう、あらかじめ、復興まちづくりの方向性や進め方を定めた「事前復興計画」の策定に取り組めます。
- ◆ 市民・市内事業者はもちろん、専門家・技術者、市街地整備に係る調査計画・設計・施工に係る事業者、生活や事業活動の復興に関連する業界団体等が相互に連携・協調し、復興を円滑に進められる体制整備を進めます。
- ◆ 地籍調査を実施し、大規模災害からの迅速な復旧・復興に資する土地の基礎的な情報の整備を推進します。

施策No.29 復旧復興に関連する人材の確保

【脆弱性評価・施策の方向】

自然災害発生時から復興に至るまで、被災者の活力を取り戻すための交流機会の設定や被災者への寄り添いなど、被災者ニーズへの対応を中心とした幅の広い支援(ボランティア)活動が展開される環境を設ける必要があるため、主に次の取り組みを行います。

- ◆県や防災関係機関の協力のもと、NPO・ボランティア等との連携を図るとともに、中間支援組織を含めた連携体制の構築、災害ボランティアの活動環境の整備を行います。
- ◆災害廃棄物の分別・排出方法等に係る周知を進め、防災ボランティア活動が効果的になる環境を整備します。
- ◆災害ボランティアセンターの設置・運営にかかる研修や、訓練の実施等を通じて、各種団体等と災害発生時を想定した連携協力体制づくりを進めます。
- ◆ボランティアの性別や年齢、技能・特技、ボランティア団体の専門性等に応じて、その能力を発揮し適切に活動できるよう体制づくりを整備します。

リスクシナリオ 7-3

貴重な文化財や環境的資産の喪失、 地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失

災害の発生により、貴重な文化財や景勝地等の環境的資産が損壊・喪失するおそれがあります。また、災害時は、避難所等での相互協力や、速やかな復興のための市民や地域コミュニティの自助・共助の役割が重要視されています。災害による地域コミュニティの崩壊は、死傷者や災害関連死の増大・復興の遅延だけでなく、地域で守ってきた祭礼・行事等に関わる・有形・無形の文化財を継承不可能とし、地域の特徴である文化遺産とともに地域のアイデンティティを喪失させるおそれがあります。



資料) 茅ヶ崎市ホームページ

当該リスクシナリオを回避するための施策一覧

	No.	リスクシナリオを回避するための施策	施策分野 (政策目標)							行
			1	2	3	4	5	6	7	
主要	施 30	文化財所有者・管理者の防災対策					○	○		
	施 31	地域コミュニティの充実強化					○	○	○	

施策No.30 文化財所有者・管理者の防災対策

【脆弱性評価・施策の方向】

文化財は、長い歴史の中で生まれてはぐくまれ、守り伝えられてきた貴重な国民的財産であり、文化財の減災、防災、復旧を実施できる体制を確保する必要があるため、主に次の取り組みを行います。

- ◆所有者や管理者など文化財の所在情報の充実、整理を行うとともに、施設、設備の耐震対策、防火対策に努めます。
- ◆文化財関連施設の再建とともに、収蔵品の保管場所の確保、破損した収蔵品の補修に取り組みます。また、被災した文化財についても、文化財の所有者や管理者と連携し破損、劣化、散逸を防止し、復旧対策を推進します。

施策No.31 地域コミュニティの充実強化

【脆弱性評価・施策の方向】

復興まちづくり等に係る意思決定には地域コミュニティとしての意見集約が大切であり、避難生活が続く中での災害関連死や孤独死の抑制等の共助など、地域コミュニティの力を維持、醸成できる状況を確保する必要があるため、主に次の取り組みを行います。

- ◆災害発生直後から地域コミュニティによる共助が有効に機能するよう、顔の見える関係の構築につながる機会設定や活動等、平常時の地域コミュニティ形成の充実を図ります。
- ◆誰一人孤立しない地域コミュニティの形成を図るため、認知症の人や障がい者など社会的支援が必要な方の正しい理解を促進します。
- ◆保健師による応急仮設住宅入居者等への身体的・精神的なケア体制を構築します。

「リスクシナリオ」に対応する「リスクシナリオを回避するための施策」一覧表

施策 No.	リスクシナリオを 回避するための施策	リスクシナリオ														
		1-1	1-2	1-3	1-4	2-1	2-2	3-1	4-1	5-1	5-2	6-1	6-2	7-1	7-2	7-3
施1	建物等の倒壊・損傷対策の推進	●	○	○		●		○				○	○			
施2	地域における安全な居場所の確保	●	○	○	○							○				
施3	自助・共助による地域防災力の向上	●	●	○	○							●				
施4	移動・通行等の道路機能の確保	●	●	○		●				○	○	●	○			
施5	要配慮者等の安全確保	●	○	○	○	○	○		○							
施6	消防力の充実強化	○	●	○		●	○	○	○			●				
施7	建物の出火防止・不燃化		●									●				
施8	津波への意識・対応力の向上			●												
施9	浸水対策の推進				●						○					
施10	火山災害対策の推進				●											
施11	土砂災害対策の推進				●											
施12	災害時医療救護体制の確保		○	○	○	●										
施13	帰宅困難者対策の推進					●										
施14	衛生環境の悪化防止						●									
施15	関係機関等との連携による防災訓練の実施			○				●								
施16	相互応援体制の構築・受援体制の整備							●			○			○	○	
施17	災害情報の収集・伝達・発信体制の整備			○	○			○	●							
施18	企業の防災体制の確立									●						
施19	漁港の緊急輸送機能の確保									●						
施20	飲料水、食料及び生活必需物資等の確保					○		○			●					
施21	汚水処理機能の確保										●					
施22	自立・分散型エネルギーの導入促進										●					
施23	農地・農業用施設等の保全										●					
施24	応急危険度判定等の体制整備											●				
施25	危険物等施設の安全対策の推進	○	○									○	●			
施26	災害廃棄物の集積・処理体制の構築													●	○	
施27	住宅再建体制の構築						○								●	
施28	都市等の復興準備の推進													○	●	
施29	復旧事前復興に関連する人材の確保														●	
施30	文化財所有者・管理者の防災対策															●
施31	地域コミュニティの充実強化															●

主要な施策：● 関連施策：○

5 計画の推進方法

5.1 計画の推進

本計画は、いつ起こるのか定かではない様々な大規模自然災害が起こるより以前に、地域の強靱化に向けて市、市民及び事業者等が連携し、着実に取り組み続けることを重視しています。防災・減災に直接的に寄与する取り組みは計画的な推進、間接的に寄与するものは積極的に発災時を考慮に入れて取り組み内容を構築して実行することが重要となります。

“大規模自然災害が起こるより以前”ということは、発生してしまうまで継続して取り組むので、平常時の施策・事業の実施に係る手続きに本計画を推進する仕組みを溶け込ませられるかが大切であると考えます。また、本計画でまとめたリスクシナリオを回避するための施策の方向は、人の生命・財産の保全などの一般的に優先度が高い項目を主な取り組みとして位置付けていますが、いずれのリスクシナリオの回避も、そのための取り組みの推進も重要であることから、各分野が本計画の推進を意識し続ける必要があります。

したがって、本計画については特別な推進体制を設けるのではなく、全庁的に認識・意識が保たれるよう、市総合計画や茅ヶ崎市実施計画、各年度の予算編成と関連付けた推進方法とします。

5.2 計画の進捗管理

「リスクシナリオを回避するための施策の方向」で、地域の強靱化に資する各分野の取り組みを着実に進めていく中で、国強靱化計画や県強靱化計画の内容や社会経済情勢や各分野の取り組みニーズの変化などを踏まえた柔軟な対応も求められます。

そのため、毎年度の予算編成等の適切なタイミングで、取り組みの実施状況の確認等を行うことで地域の強靱化に向けた取り組みの必要性に関する認識共有を図りながら、進捗管理を行います。特に、別綴としてまとめている「茅ヶ崎市国土強靱化地域計画に基づき実施する事業一覧」については、国の事業・制度の動きや支援にあたっての条件が随時変化することに留意し、適切な記載を維持するための更新等を行います。

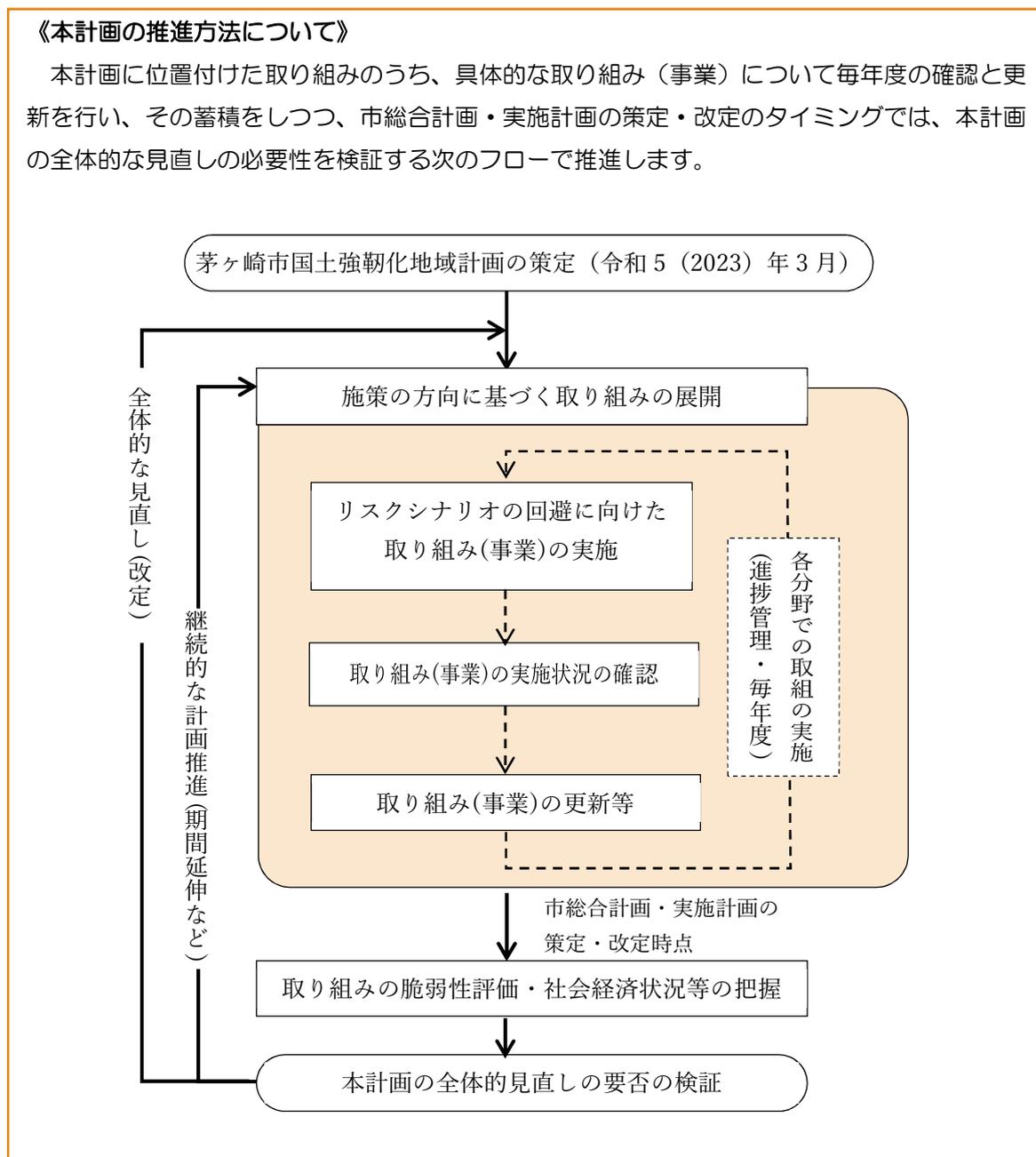
5.3 計画の見直し

本計画は、大規模自然災害に備えて継続的に取り組むべき方向をまとめており、不変性がありますが、5.2に示す「計画の進捗管理」で毎年度の取り組み実績を蓄積して継続しつつ、必要な場合には全体を見直すこととして、国強靱化計画や県強靱化計画を踏まえて所要の検討を行い、関連する個別計画との整合を確保していくものとします。

ここで計画見直しの要否を検証するタイミングとしては、基本的に市総合計画、実施計画の策定や改定時を想定することとします。

《本計画の推進方法について》

本計画に位置付けた取り組みのうち、具体的な取り組み（事業）について毎年度の確認と更新を行い、その蓄積をしつつ、市総合計画・実施計画の策定・改定のタイミングでは、本計画の全体的な見直しの必要性を検証する次のフローで推進します。



-----> 「5.2 計画の進捗管理」の流れ

————> 「5.3 計画の見直し」の流れ

茅ヶ崎市国土強靱化計画

令和5（2023）年●月発行 ●●部

発行 茅ヶ崎市 企画部企画経営課

〒253-8686 神奈川県茅ヶ崎市茅ヶ崎一丁目1番1号

電 話 0467-82-1111（代表）

F A X 0467-87-8118

ホームページ <https://www.city.chigasaki.kanagawa.jp/>

二次元コード



【別綴】茅ヶ崎市国土強靱化地域計画に基づき実施する事業一覧（令和5年度版）

通し番号	対応する施策	事業名	事業の概要・実施箇所等	事業規模・箇所・区域等	現状値	目標値	実施期間 (予定)	国(県)の交付 金・補助金等の名 称	所管課	全体事業費
事-1	1 建物等の倒壊・損傷対策の推進 4 移動・通行等の道路機能の確保 9 浸水対策の推進	浜見平地区拠点整備事業	浜見平地区の、 ・インフラ施設の更新、新設による機能健全性の確保 ・雨水幹線の暗渠化、電線類地中化、ほか道路整備による交通ネットワークの確保	-	①電線類地中化工事 (左富士通り、鉄砲道) *整備済=1123m *総延長=2030m *進捗率55% ②道路整備事業(左富士通り、鉄砲道) *整備済=550m *総延長=980m *進捗率56% ③緑道整備事業 *整備済=830m *(総延長=1630m) *進捗率50%	-	-	-	拠点整備課	-
事-2	1 建物等の倒壊・損傷対策の推進 25 危険物等施設の安全対策の推進	耐震改修促進計画事業	旧耐震基準建築物の耐震化や危険ブロック塀等の撤去、その周知活動	-	-	-	-	【国土交通省】 社会資本整備総合 交付金	建築指導課	29百万円
事-3	1 建物等の倒壊・損傷対策の推進 9 浸水対策の推進	中島ポンプ場改築事業	中島ポンプ場の老朽化した電気設備の改築と土木・建築 構造物の耐震化、耐水化を実施する。	-	-	-	～R7年度	【国土交通省】 防災・安全交付金	下水道河川管理課	-
事-4	2 地域における安全な居場所の確保	茅ヶ崎市みどりの保全事業	市内の防災・減災、安全のため、緑地確保を目的とする 事業	都市計画区域面積(3,576ha)	緑地面積(割合) 660.71ha (18.48%)	緑地面積(割合) 689.68ha (19.29%)	～R12年度	【国土交通省】 防災・安全社会資本 整備総合交付金	景観みどり課	-
事-5	2 地域における安全な居場所の確保 14 衛生環境の悪化防止	小学校施設整備事業	①空調設備改修工事(2校)	①今宿小学校空調設備改修工事 小出小学校空調設備改修工事	-	①更新	～R5年度	【文部科学省】 学校施設環境改善 交付金	教育施設課	-
事-6	2 地域における安全な居場所の確保 14 衛生環境の悪化防止	中学校施設整備事業	①トイレ改修工事(2校) ②空調設備改修工事(2校)	①鶴嶺中学校校舎棟東・校舎棟 西トイレ改修工事 中島中学校校舎棟東トイレ改 修工事 ②第一中学校空調設備改修工事 萩園中学校空調設備改修工事	-	①洋式化・ドライ化 ②更新	～R5年度	【文部科学省】 学校施設環境改善 交付金	教育施設課	-
事-7	3 自助・共助による地域防災力の向上 8 津波への意識・対応力の向上	防災啓発事業	津波ハザードマップの作成	-	-	-	～R7年度	【国土交通省】 防災・安全交付金	防災対策課	25百万円以上
事-8	4 移動・通行等の道路機能の確保	香川駅周辺整備事業	香川駅周辺地区の、 ・インフラ施設の更新、新設による機能健全性の確保 ・道路整備等による交通ネットワークの確保	-	①歩道整備事業(市道7115 号線) *用地買収済=647㎡ *用地買収予定=919㎡ *進捗率=70%	-	-	-	拠点整備課	-
事-9	4 移動・通行等の道路機能の確保	地盤沈下対策調査事業	・地盤沈下の状況を把握するため、水準測量調査を隔年 実施。 ・「神奈川県生活環境の保全等に関する条例」に基づく 地下水採取事業者への届出等の審査事務・指導等の実 施。	-	-	-	-	市町村地盤沈下調 査補助金(神奈川県) *水準測量	環境保全課	-

通し番号	対応する施策	事業名	事業の概要・実施箇所等	事業規模・箇所・区域等	現状値	目標値	実施期間 (予定)	国(県)の交付 金・補助金等の名 称	所管課	全体事業費
事-10	4 移動・通行等の道路機能の確保	新国道線街路事業	茅ヶ崎・本村地区の道路整備及び、歩道設置・道路拡幅を実施する。	茅ヶ崎・本村地区整備 歩道設置及び道路改良922m	用地買収率86%	供用開始	～R16年度	【国土交通省】 社会資本整備総合 交付金	道路建設課	-
事-11	4 移動・通行等の道路機能の確保	東海岸寒川線街路整備事業	幸町地区の交差点改良及び歩道設置を実施する	幸町地区整備 交差点改良及び歩道設置60m	用地買収率10%	供用開始	～R10年度	【国土交通省】 防災・安全社会資本 整備総合交付金	道路建設課	113百万円
事-12	4 移動・通行等の道路機能の確保	上赤羽根堤線道路改良事業	赤羽根地区の道路改良を実施する	赤羽根地区整備 道路改良180m	用地買収率68%	供用開始	～R10年度	【国土交通省】 防災・安全社会資本 整備総合交付金	道路建設課	604百万円
事-13	4 移動・通行等の道路機能の確保	市道0109号線歩道設置 事業	今宿・萩園地区の歩道拡幅・道路改良を実施する。	今宿・萩園地区整備 歩道拡幅及び道路改良934m	用地買収率52%	供用開始	～R18年度	【国土交通省】 防災・安全社会資本 整備総合交付金	道路建設課	1508百万円
事-14	4 移動・通行等の道路機能の確保	市道0110号線歩道設置 事業	堤地区の歩道設置を実施する	堤地区整備 歩道設置180m	用地買収率57%	供用開始	～R10年度	【国土交通省】 防災・安全社会資本 整備総合交付金	道路建設課	219百万円
事-15	4 移動・通行等の道路機能の確保	香川甘沼線道路改良事業	香川地区の歩道設置・道路拡幅を実施する。	香川地区整備 歩道設置及び道路改良280m	用地買収率28%	供用開始	～R18年度	【国土交通省】 道路交通安全施設 等整備事業費補助 金	道路建設課	-
事-16	4 移動・通行等の道路機能の確保	高田萩園線道路改良事業	萩園地区の道路改良を実施する	萩園地区整備 道路改良400m	用地買収率12%	供用開始	～R15年度	【国土交通省】 道路交通安全施設 等整備事業費補助 金	道路建設課	-
事-17	4 移動・通行等の道路機能の確保	行谷芹沢線道路改良事業	芹沢地区の道路改良を実施する	芹沢地区整備 道路改良410m	用地買収率100%	供用開始	～R10年度	【国土交通省】 社会資本整備総合 交付金	道路建設課	-
事-18	4 移動・通行等の道路機能の確保	下寺尾芹沢線道路改良事業	芹沢地区の道路改良を実施する	芹沢地区整備 道路改良288m	用地買収率53%	供用開始	～R15年度	【国土交通省】 社会資本整備総合 交付金	道路建設課	-
事-19	4 移動・通行等の道路機能の確保	市道0210号線(梅田通 り)道路改良事業	茅ヶ崎・十間坂地区の歩道設置・道路改良を実施する。	茅ヶ崎・十間坂地区整備 歩道設置及び道路改良250m	道路計画実施	供用開始	～R18年度	【国土交通省】 防災・安全社会資本 整備総合交付金	道路建設課	1300百万円
事-20	4 移動・通行等の道路機能の確保	市道7449号線道路改良 事業	堤地区の道路改良を実施する	堤地区整備 道路改良183m	用地買収率100%	供用開始	～R10年度	【国土交通省】 社会資本整備総合 交付金	道路建設課	-

通し番号	対応する施策	事業名	事業の概要・実施箇所等	事業規模・箇所・区域等	現状値	目標値	実施期間 (予定)	国(県)の交付 金・補助金等の名 称	所管課	全体事業費
事-21	4 移動・通行等の道路機能の確保	県立茅ヶ崎里山公園外周道路整備事業	芹沢地区の道路改良を実施する	芹沢地区整備 道路改良1,105m	道路整備率66%	供用開始	～R15年度	【国土交通省】 社会資本整備総合 交付金	道路建設課	-
事-22	4 移動・通行等の道路機能の確保	浜園橋橋りょう整備事業	浜之郷・萩園地区の橋梁架替及び、道路改良を実施する。	浜之郷・萩園地区整備 橋長L=42.2m幅員W=9.0m	下部工2基完了	供用開始	～R6年度	【国土交通省】 社会資本整備総合 交付金	道路建設課	-
事-23	4 移動・通行等の道路機能の確保	茅ヶ崎駅南口駅前広場改修事業	茅ヶ崎駅南口駅前広場の再整備を実施する	駅前広場4,000㎡	整備案検討中	供用開始	～R10年度	【国土交通省】 防災・安全社会資本 整備総合交付金	道路建設課	-
事-24	4 移動・通行等の道路機能の確保 21 汚水処理機能の確保	地震対策事業	管路の耐震化、マンホールの浮上防止、マンホールトイレシステム整備	-	-	-	～R7年度	【国土交通省】 防災・安全社会資本 整備総合交付金	下水道河川建設課	-
事-25	4 移動・通行等の道路機能の確保 9 浸水対策の推進 21 汚水処理機能の確保	下水道施設ストックマネジメント事業(長寿命化事業)	管きょやポンプ場等、下水道施設の計画的な改築および維持管理を実施する。	-	-	-	～R7年度	【国土交通省】 防災・安全交付金	下水道河川管理課	-
事-26	5 要配慮者等の安全確保	施設・居住系サービスの整備に関する事務	高齢者施設の防災・減災対策を推進するため補助金を交付	-	-	-	-	【厚生労働省】 地域介護・福祉空間 整備等施設整備 交付金	高齢福祉介護課	-
事-27	6 消防力の充実強化	消防車両整備事業	消防ポンプ自動車、救急自動車、高度救命処置用資機材等の更新整備	緊急消防援助隊登録車両	消防ポンプ自動車3台、 救急自動車3台を緊急消防 援助隊に登録	消防ポンプ自動車3台 救急自動車2台、 高度救命処置用資機材2 セットの更新整備	～R12年度	【総務省】 緊急消防援助隊 設備整備費補助金	警防救命課	-
事-28	9 浸水対策の推進	公共下水道整備事業(雨水整備)千ノ川整備事業	雨水整備 河川拡幅(護岸整備)	-	-	-	～R7年度	【国土交通省】 防災・安全社会資本 整備総合交付金	下水道河川建設課	-
事-29	9 浸水対策の推進	水循環水環境啓発事業 遊水機能土地保全事業 相模川整備促進事業 小出川整備促進事業	水循環に係る啓発事業の実施、遊水機能を保有する土地の状況調査、相模川(国)・小出川(県)の堤防等整備の調整	-	-	-	-	-	下水道河川建設課	-
事-30	9 浸水対策の推進	雨水施設の機能向上に係る事業	相模川、小出川の吐口の耐震化やゲート施設の改築更新を実施する。	-	-	-	～R7年度	【国土交通省】 防災・安全交付金	下水道河川管理課	-
事-31	12 災害時医療救護体制の確保	消防車両整備事業 消防車両維持管理事務	消防ポンプ自動車、救急自動車、高度救命処置用資機材等の更新整備	緊急消防援助隊登録車両	消防ポンプ自動車3台、 救急自動車3台を緊急消防 援助隊に登録	消防ポンプ自動車3台 救急自動車2台、 高度救命処置用資機材2 セットの更新整備	～R12年度	【総務省】 緊急消防援助隊 設備整備費補助金	警防救命課	-

通し番号	対応する施策	事業名	事業の概要・実施箇所等	事業規模・箇所・区域等	現状値	目標値	実施期間(予定)	国(県)の交付金・補助金等の名称	所管課	全体事業費
事-32	13 22 帰宅困難者対策の推進 自立・分散型エネルギーの導入促進	道の駅整備・管理運営事業	まちの活力・まちのにぎわいにつながることを期待できる「道の駅」を柳島地区に整備する。	道の駅整備 6,270.87㎡ (国道134号道路区域除く)	優先交渉権者選定	供用開始	～R7年度	-	産業振興課	-
事-33	14 26 衛生環境の悪化防止 災害廃棄物の集積・処理体制の構築	し尿収集業務・浄化槽清掃に関する事務	・「寒川町と茅ヶ崎市とのし尿処理の事務委託に関する協定」に基づく市町連携体制の構築とし尿処理施設の維持管理。 ・近隣市町村等との協定に基づく災害時のし尿・浄化槽汚泥収集処理体制の確保。	-	-	-	-	-	環境保全課	-
事-34	20 飲料水、食料及び生活必需物資等の確保	ごみの収集運搬事業	電気自動車の導入(電気供給)	1台～37台	0台	導入	-	-	環境事業センター	-
事-35	22 自立・分散型エネルギーの導入促進	脱炭素社会に向けた普及啓発事業	気候非常事態宣言や太陽光発電等に関する周知・啓発	-	-	-	-	-	環境政策課	-
事-36	22 自立・分散型エネルギーの導入促進	カーボンニュートラル推進事業	地域の特性に応じた再生可能エネルギーの導入可能性を把握し、効果的な対策を推進するとともに、ロードマップを作成する。	-	-	ロードマップ作成	～R5年度	【環境省】 再エネの最大限導入計画づくり支援事業	環境政策課	-
事-37	22 自立・分散型エネルギーの導入促進	カーボンニュートラル推進事業	公共施設等への太陽光発電設備等の導入調査を実施し、二酸化炭素排出量削減効果を分析する。	-	-	調査完了	-	【環境省】 再エネの最大限導入計画づくり支援事業	環境政策課	-
事-38	25 危険物等施設の安全対策の推進	水・土壌環境保全調査事業	・公共用水域の水質常時監視。 ・各種公害法令に基づく事業所立入検査等による指導・啓発の実施。	-	-	-	-	-	環境保全課	-
事-39	26 災害廃棄物の集積・処理体制の構築	粗大ごみ処理施設整備事業	環境事業センターに新たな粗大ごみ処理施設を整備する	環境事業センター	施設整備率0%	供用開始	～R7年度	【環境省】 廃棄物処理施設整備交付金	資源循環課	-
事-40	28 都市等の復興準備の推進	地籍調査事業	-	-	-	-	-	【国土交通省】 地籍調査負担金 ※県による間接補助	建設総務課	-
事-41	30 文化財所有者・管理者の防災対策	クリエイターシティ・チガサキ形成戦略事業	旧南湖院第一病舎等の利活用を行う。	敷地面積 2,800㎡(市所有地) 建築面積 115㎡	-	供用開始	～R7年度	【文化庁】 登録有形文化財 (建造物・美術工芸品)修理等事業 費国庫補助金	文化生涯学習課	-